

令和6年6月12日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂一郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	説 田 藍 海		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、7番 山田成利君、9番 乾豊君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（若山隆史君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

1番 江上裕子君。

〔1番 江上裕子君登壇〕

○1番（江上裕子君） 皆様、おはようございます。

本日は朝一番ということで、すがすがしい気持ちでこの議場に入らせていただきました。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

「学びを支える環境づくり」の一環として、公共施設における学習スペースについてお尋ねいたします。

学習の場としては、学校、家庭、塾、友達の家、コミュニティー施設、また状況が許せばカフェなど、様々な場所があります。

まず、図書館の学習室についてお尋ねいたします。図書館の学習室においては、誰もが無料で使用できることが最大の特徴です。また、脳科学の観点からも図書館での勉強は集中しやすい条件がそろっています。その一つにはミラーニューロンが関係していると言われています。ミラーニューロンとは前頭葉にある神経細胞ですが、他人の動作を見ると自分の脳もその動作を行っているかのように活動するという特徴があります。周りに勉強に励む人がいるのを見ることで、その影響を受け、より勉強に集中しやすいというものです。この点からも、図書館の学習室は大きな役割を果たせるものと考えます。

一方、子供たちは成長に合わせて行動範囲が徐々に広がってまいります。例えば中学校までは地域の中で活動することが多いと言えますが、高校生になるとその活動範囲は一気に広がりを見せます。大垣市や岐阜市に進学する人もいれば、名古屋市や、遠いところでは海外に進学する例もあると聞いています。日常的に他市町の文化や施設に触れる機会が格段に多くなってまいります。

そういった中で、私に寄せられましたお話は高校生のお子様がいる親御さんからです。岐阜市や大垣市の図書館の学習室のように、垂井町の図書館も学習室を充実できないかなというも

のでした。

お子さんは岐阜市や大垣市の図書館に行って友達と一緒に学習しており、設備がとても充実しているとのことでした。個々で勉強できるようなスペースもあり、さらにグループで学習するスペースもあるとのことでした。1人で学習する場合においては、先ほどのミラーニューロンの効果が期待できますが、グループで学習する場合はそれぞれにも勉強に得意分野がありますよね。そこで、友達同士で教え合うことで、ああ、そうかとひらめくこともあるそうです。ずっと話しているわけではなくて、分からないことをちょっと友達に聞くことで、お互いの学びの幅を広げることができます。そこで効果を上げているそうです。

このお話をお聞きし、早速岐阜県立図書館、岐阜市立中央図書館、大垣市立図書館、そしてタリイピアセンターに見学に行きました。

まず、岐阜県立図書館においては、閲覧席の利用区分を閲覧専用席、学習支援席、貴重資料閲覧専用席に区分しています。学習支援席においては、図書館の資料を見たり、持込みの資料で学習することもできます。様々な学習活動に利用できるようになっています。窓際の開放的な席が確保されていることもとても印象的でした。

次に、岐阜市立中央図書館です。ぎふメディアコスモスみんなの森と言ったほうが分かりやすいかもしれません。こちらの図書館はかなり印象的でした。

こちらがフロアガイドになりますが、一部専用の閲覧席もありますけど、自主学習に使える席が数多くありました。最大の特徴は、みんなで学ぶ部屋や読書の部屋、談話の部屋などがあり、気兼ねなく使えるスペースになっています。みんなで学ぶ部屋については、グループ学習などで使われる部屋ですが、五、六人ぐらいいまで2時間無料で借りることもできます。もし空いていれば、続きで借りることもできるようです。当日でも空いていれば身分証明などで登録をして借りることもできるそうです。まさに先ほど申し上げたグループ学習にとってよい空間が確保されています。大人にとっても、そして子供たちにとっても魅力的な場所であると感じました。

次に、大垣市立図書館に行ってみいました。大垣市立図書館は中学時代に使用したことがあります。施設の概要は分かっているつもりでしたが、昔と比べると進化していました。学習室の扉はガラス張りになっており、空間の広がりを感じることができました。机には仕切りがあり、個別の空間を確保でき、学習に集中しやすい雰囲気が整っていると感じました。

次に、タリイピアセンターの学習室についてですが、他市町の図書館の学習施設についてお話してまいりましたが、供用開始した時期や規模も違います。全く同じ状況をつくるというのは無理かもしれません。しかし、何か工夫して学習室を充実させることができればと率直に感じました。それは、もし垂井町に先ほど申し上げたような学習スペースがあれば友達と一緒に利用したいという御意見をいただいたことも一つの理由です。いつもは他市町で学習をしているお子さんが、今度は逆に友達を垂井町に呼んで一緒に学習したりする、子供同士のこういった交流は大切にしたいところでもございます。模様替えや机の仕切りなど、小さなことから

でもいいと思います。少しの工夫で今以上に学びやすい環境をつくれるのではないかと考えますが、この点について関係各課にお尋ねいたします。

次に、図書館以外の公共施設を利用した学習スペースについてお尋ねします。

そこで、この4月にオープンしたワイワイプラザ垂井にも見学に行っていました。ワイワイプラザ垂井においては、新しい施設であることから様々な世代にとってにぎわいの拠点となるべく居心地のよい空間が広がっていました。受付で子供たちが無料で使える学習スペースはないですかとお尋ねしたところ、受付の前や2階の共有スペースに設置してある机や椅子などは自由に誰でも使えるものなので、空いていれば学習に使ってもいいですよということでした。こういった使い方ができれば、小さな子供たちにとっても、学生や大人にとっても、それぞれの世代にとって有効な使い方ができ、また直接話をしなくても遊ぶ姿や学ぶ姿、談話する姿を見ながら、同じ空間を体験することは、核家族が多い現代においては大変重要なことであると考えます。ひいては垂井町の未来により影響をもたらすことが想定されます。

誰もが学べる社会の実現と学びの格差をどう解決するかという課題に向き合ったとき、公共施設における学習スペースの提供はとても重要な役割であると考えます。

そこで、公共施設における学びの場の提供の現状と今後についてお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） おはようございます。

私からは江上議員の御質問、「学びを支える環境づくり」の一環として、公共施設における学習スペースにつきましてお答えいたします。

1点目の御質問、図書館の学習室についてお答えいたします。

議員御紹介の岐阜市のみんなの森ぎふメディアコスモスは、岐阜市立中央図書館、活動の発表の場としてのスタジオを備えた市民活動交流センター、展示や発表会、講演会など、多様な使い方のできるみんなのホールや多文化交流プラザなども開設する複合施設として構想され、建築された建物です。そのため、従来の図書館のイメージとは異なる発想での施設となっており、「ひとりでフムフム あなたとドキドキ みんなでワイワイ」をキャッチフレーズに、学習室も1人で学ぶ、グループで学ぶなど、利用者の目的に応じた学習室等が準備されております。そういう意味で、従来の図書館とは異なるものであると思います。

一方、「楽しみ上手な文化人」をキャッチフレーズに開館し、今年度で30周年を迎えましたタルイピアセンターは、図書館、歴史民俗資料館及び歴史文献センターで構成された建物で、教育、学術及び文化の発展に寄与する目的で設置された、いわゆる従来型の図書館です。

タルイピアセンターの学習スペースは、当初紙すきやわら細工などの体験学習の場として利用していた部屋に、長机10台と椅子20脚を並べ、学習室として利用いただいているものです。この学習室は、ふだんから幅広い年齢層の方々が図書館内と同様に読書や学習に集中して取り組まれています。私語などを交わさず静かに利用していただいています。また、この学習室

では、そうした静かな環境の中で学習に向かわれている方々と同様、集中して学習に向かう姿勢が養われ、学習効果を上げていただきたいとの願いからであり、江上議員に御紹介いただきましたミラーニューロンの効果に期待した配慮でございます。

なお、学習室は夏季休業中など、学校が休みのときには児童・生徒、学生の皆さんの利用が多くなります。今後は隣にあります集会室も会議等で使用しない日には学習に利用していただけるよう工夫してまいりたいと考えております。

2点目の御質問、公共施設における学習スペースの現状と今後についてお答えいたします。

教育委員会所管のワイワイプラザ垂井はにぎわい創出を目的とし、旧中央公民館の生涯学習機能も有した複合施設です。4月に供用開始して以来、貸館利用者として4月には延べ2,861人、5月には延べ3,533人の方に御利用いただいております。館内には机や椅子も準備していますので、わいわいと話していただきながらの学習をしていただいても構いません。気分転換ができる遊具やカフェも準備していますので、学習の場としての活用も大いに期待しております。

また、ワイワイプラザ垂井には無料Wi-Fiの環境も整え、連続60分、1日4回まで使用できますので、例えばタブレットを活用しての学習も可能となっております。また、夏季休業中などに部屋が空いていれば、個人学習のための静かな空間や教え合い、学び合いなど、グループ学習ができる空間として利用できるような配慮も検討してまいりたいと考えています。

ワイワイプラザ垂井は4月に供用を開始して間もない施設ですので、学習スペースとしての今後の活用状況や利用者アンケートの内容を参考にしながら改善を図ってまいり所存です。学校外での学習、特に家庭での学習習慣は、学習に集中できるような環境を自ら整え、計画的に学習内容や学習方法を自己決定しながら、自ら学習成果を振り返るような習慣を身につけていくことが基本であると考えていますが、時には友達と学び合い、教え合うことで、学習した内容を定着させたり、友達の学習方法を学んだりすることも大切であると考えていますので、各公共施設の利用に関わるマナーやエチケットに配慮しながら学習に活用していただければ願っています。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） ただいま御答弁のほうを頂戴しました。

今、関連質問ですが、世の中では税金の使い道とか、そういったことを大切に使ってほしいというような風潮が高まっている現代であると感じております。そういった中で、ハードの部分ではなくてソフト部分を工夫して、今まで使っていなかった会議室を開放したりとか、ワイワイプラザのところを開放するという、そういったお金をかけるばかりではなくて、そういったことで対応していただけるということは非常にありがたいなというふうに感じております。

そして、図書館全体についての質問でございますが、人口減少や高齢化が進む中、地域の中の図書館の役割というのは非常に大きなものになっていると考えます。地域活性化を支える上

でも、かなり大きな役割を果たすのではないかと思います。

そういった中で、今いろいろ見直していただくということでしたら、例えば今まで住んでおられる方、そして移住してこられる方、そういった方々が両方が楽しめるような図書館、そういった地域の施設づくりということにも着目して進めていただけると、またその移住者にとってもいい場所になるのではないかと考えますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

○生涯学習課長（桑原和弘君） 江上議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

各公共施設、ハード面でいろいろ整備をしながら、それに見合って整えていくことはもちろん重要ですけれども、一足飛びには私どももいかないとはもちろん認識しております。そういう意味では、先ほども御答弁させていただきましたように、まずはできることから、それがソフト面になるかと思いますが、できることから進めていきたいと考えております。

また、先ほどおっしゃられました人口減少、高齢化に合わせて、今住んでみえる方も、また移住している方にとってもよい施設になるようにということでございます。人口減少の中では、やはり移住している方も大切でございます。また、先ほど江上議員の御紹介にもありましたけれども、高校生が行ったり来たりというようなことも非常に地域を活性化する意味では重要であると考えております。

幸いワイワイプラザ垂井につきましては、電車から徒歩5分という好立地の場所にも立っておりますので、そういったことも含めながら、今現在住んでみえる方も、また移住してみえる方にとりましても、環境のいい図書館、また学習の場となるように今後詰めてまいりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（若山隆史君） 1 番 江上裕子君。

○1 番（江上裕子君） 今、御答弁のほうを頂戴いたしました。

この様々な施設が住む人、これから来られる人にとってよい施設になるという、そういった明るいイメージを持ちながら、この私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

〔11番 藤埴理君登壇〕

○11 番（藤埴 理君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議長からお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回のテーマですが、垂井町DX推進計画を問うと題してお話をさせていただきます。

まず最初に、前回3月議会においても、第3期垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略と垂井町DX推進計画案の位置づけとして関連性を踏まえ、スマートシティをどのように推進するかについて質問をいたしました。いま一度この垂井町DX推進計画を深読みさせていただきましたところ、幾つかの疑問や表現の曖昧さを感じる箇所があり、その点を指摘をさせていただきます。

ページ14から34ページにかけて、8番、各事業の取組内容の中に2つの基本方針が掲げられております。その基本方針を基に各事業が上げられています。例えて、事業1. 各種システムを活用したデジタル窓口の導入の中に、現状と課題が3項目記載されております。役場窓口で手続を行うこと、スマートフォンが普及したこと、窓口受付時に本人確認作業の負担があることが示されております。ほかの事業においても、現状と課題については事業ごとに課題等を取り上げておられます。本計画の計画推進の起点として捉えれば、課題、現状の表現として問題ないと思います。

次に、目指す姿について、窓口に行かずにオンライン手続で役場窓口延長の廃止を検討しますとあります。本計画を推進した結果として捉えていかなければいけない表現に、またここで検討いたしますという表現は、私の中ではあり得ないのではないかなというふうに感じております。目標とする将来像を示すべき表現は、なります、何々しますというのが本計画の意図する言葉ではないかと思っております。

次に、取組内容においては、1から7項目、デジタル手続の条例制定、オンライン手続の推進、役場窓口延長の検討などなど、個別の課題が解決に向けて制定、整備、推進、検討しますと、各事業の取り組む姿勢としての的確な表現がされていると思っております。

このほか、事業ごとに細部については計画の目的を含め、今後の指針とすべき項目ごとに列挙してありますので、あえてここでは取り上げさせていただきます。

次に、9番目、各事業の今後の取組スケジュールにおいて、事業ごと、計画年度ごと、財源まで含めて細かく記載されており、この場ではあえて取り上げません。今後、計画の細部についての見直しは随時行っていくものと思いますので、計画の見直しに至る時系列やその判断基準は一体どこにあるのでしょうか。若干この点について私は疑問に感じるところであります。

本6月定例会に上程されております垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の中に、町民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とするとあります。そもそも垂井町のDXそのものが国のプラットフォームの上に成り立っているものだというふうに理解をしております。国・県の連携なくして垂井町として取り組むべきDXは、国や県の推進計画に準じた計画でしかなく、垂井町独自となる計画の必要性はないと感じております。本来、国のデジタル技術を活用した行政を目指すための地方行政であり、国の補助金を大いに活用して垂井町発展の礎を築くためのDX推進計画であり、実現に向けて推進してほしいと願っております。究極的な言い方をすれば、垂井町として本計画を推進するために、専任職員の登用と町民のDXに対応すべく職員の教育、DXに対応してもらうための町民への周知しかないのではないかなというふうに感じております。

10番目に、施策・事業一覧では、現在「済」としているものを除く「未」としている項目をできるだけ早く「済」としていくように努力していくしかないと思います。これらは2027年度末には全て「済」となるのでしょうか。本計画はそこまで掲載されていないので、そうなることに期待をしたいと思います。

では、以下の質問をいたします。

1 つ目としまして、本計画の見直しのタイミング、その判断基準は誰が決めるのでしょうか。

2 番目、本計画を推進するための専任職員の登用は考えておられますか。

3. 町民のDXに対応すべく、職員研修や教育をどのように行うのか。

4. DXを活用するための町民への周知はどのように行っていくのか。

5. 本計画の期間完了となる2027年度末までに計画は完了するのか。

6. DXを推進させて第3期創生総合戦略に掲げる「ひととまちが輝く 地域共創都市～さ
らなるやさしさと活気を求めて～」の実現に向けて、町長の意気込みと、また展望をお聞かせ
ください。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは藤埴議員の御質問、垂井町DX推進計画を問うのうち、
初めに御質問の1点目、本計画の見直しのタイミング、判断基準は誰が決めるのかについてお
答えさせていただきます。

本町のDXの取組の進行管理は、垂井町DX推進計画に基づき、PDCAサイクルを基本と
しながら、OODA（ウーダ）ループを併用して進めていくこととしています。OODAルー
プは総務省の自治体DX全体手順書において推奨されている考え方で、Observe（情報収集）、
Orient（方向性判断）、Decide（意思決定）、Act（行動）のループを繰り返すものになりま
す。本町を取り巻く社会経済情勢の変化や急速なデジタル技術の進展等に対応するためには、
スピーディーな意思決定が求められます。情報収集による現状把握から迅速に意思決定を行い、
実行に移すことが重要であるため、本計画では計画期間内においても意思決定に基づき柔軟に
見直すことができることとしています。その意思決定は行財政改革推進検討委員会で検討し、
課長級以上で構成する経営統合会議において決定します。

次に、御質問の2点目、本計画を推進するための専任職員の登用は考えているのかについて
お答えさせていただきます。

DXを効果的に推進していくためには、専門的知識を有するデジタル専門人材が必要不可欠
であると考えております。本町のDX推進体制は、副町長をCIO（最高情報統括責任者）と
し、そのCIOを補佐するCIO補佐官を2名配置し、1人は企画調整課長、もう1人は専門
的知識を有する民間のデジタル専門人材を配置することとしています。この推進体制を構築す
るため、令和6年4月22日付で民間企業と垂井町CIO補佐官委託業務契約を締結し、民間企
業からのCIO補佐官を決定したところでございます。

民間のCIO補佐官には、今年度、本町のDX推進支援、人材育成支援、システム調達時の
支援、国が進める事業を含む全体最適化への助言、情報セキュリティへの助言に従事してい
ただくこととしています。先月にはキックオフといたしまして、町長、副町長、行財政改革推
進検討委員会の委員との意見交換を行い、本町の現状と課題について情報共有を図ったところ

でございます。民間のＣＩＯ補佐官の豊富な経験や専門的な知識、国とのつながりなどの強みを最大限活用して、本町のＤＸ推進に取り組んでまいります。

次に、御質問の３点目、町民のＤＸに対する職員研修や教育をどのように行うのかについてお答えさせていただきます。

ＤＸの推進は特定の部署や一部の職員によって行われるものではなく、全庁横断的な体制の下、全職員が一丸となって取り組むことが必要になります。このことから、今年度は特にＤＸ推進に対する職員の意識醸成に重点的に取り組むため、全職員を対象とした研修の実施を予定しています。７月には、町長をはじめとする管理者向けの研修を計画しているところでございます。

次に、御質問の４点目、ＤＸを活用するための町民への周知はどのように行うのかについてお答えさせていただきます。

本町のＤＸ推進については、「広報たるい」５月号におきまして、垂井町ＤＸ推進計画と今年度の主な取組について掲載をさせていただきました。ＣＩＯ補佐官委託業務につきましては、「広報たるい」７月号で紹介をさせていただく予定としております。ＤＸの取組の進捗状況につきましては、広報や町ホームページのほか、プレスリリースを行いながら、広く町民に周知してまいりたいと考えております。

本計画に記載している町民目線のＤＸ、行政のＤＸの取組は、町民と行政が共に幸福度、満足度の向上につながるものでなければなりません。特に、オンライン化等により町民の皆様の手続等に直接影響がある場合には、適切な時期と方法によりしっかりと周知に努めてまいりたいと考えております。

御質問の５点目、本計画の期間完了となる２０２７年度末までに計画は完了するのかについてお答えさせていただきます。

ＤＸ推進は、まずは試験的に試してみる、幾つかの導入方法を試してみる、その結果、導入する、やめる、改善するという判断をするまでの検証が必要になります。そのため、本計画の中では検討するところからを取組とするとしており、これは前向きに検討し、その結果必要なものは導入し、効果が期待できないものは導入しないと判断していくというものになります。このため、全ての取組を本計画期間内に完了させるというのではなく、柔軟に見直しを行うことを前提としながら、本町のＤＸ推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは藤塚議員の３つ目の御質問、町民のＤＸに対応すべく職員研修や教育をどのように行うのかにつきまして、先ほどの企画調整課長の答弁のほかに、全般的な職員研修と役場庁舎の電算システムを所管する総務課の立場からお答えをいたします。

まず、全般的な職員研修に関する取組でございますが、垂井町ＤＸ推進計画でお示しをしま

すデジタルを活用できる人材の育成に向けて積極的に研修を進める必要があるものと認識をいたしております。そこで、D X推進に関連のある職員研修といたしましては、市町村研修センターが開催をいたしておりますデータ分析・活用に関する研修などへの参加について進めております。令和4年度は4名、令和5年度6名、本年度も6月5日付、つい先日でございますが、この研修の案内が届きましたので、これから募集をかけてまいります。

また、これまで新型コロナウイルス感染症の影響により実施ができなかった職員の視察研修につきましては、昨年度再開をいたしましたところ、参加した職員からデジタル人材やD X推進をテーマに掲げるということで、先進地視察研修を実施をいたしております。本研修も取組の一つとして、引き続き継続をいたしてまいりたいと考えております。

次に、電算システムの教育などに関する取組でございます。

情報化推進とセキュリティ強化を円滑に実施し、平常時のシステムの運用、また庁内の各部署における情報システム並びに情報セキュリティに関する中心的な役割を担うものとして、本町では各課、施設などに情報システム担当者を設置をし、新規のシステム導入や操作が変更となるようなシステム改修が発生をした場合には、電算系の職員や導入業者によります操作手順の説明会などを実施をしております。

今後、D X推進計画を進めるに当たりましては、様々なシステムの新規導入が想定されます。それに伴い、システムの操作説明会など研修の機会も増えることが予想されますので、その都度必要に応じてD X推進に係る取組や他の自治体の先進事例なども情報共有をいたし、従来のやり方にとらわれることなく、職員自らが積極的に業務や手続の在り方を見直せるようなD X推進人材を育成することにも努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 藤埴議員の御質問6点目でございますが、D Xを推進させて第3期の創生総合戦略に掲げる「ひととまちが輝く 地域共創都市～さらなるやさしさと活気を求めて～」の実現に向けての意気込みと展望についてのお尋ねでございます。私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

D Xの推進につきましては、垂井町を取り巻く社会経済情勢の中で、その状況に対応するためのデジタル化の実現と持続可能なまちづくりには欠くことのできない大変重要な取組であると認識しておるところでございます。

D Xにつきましては、デジタルを導入することでI C T化をすることだけが目的ではありません。あくまでも手段でございまして、町民の皆様をはじめ職員の幸福度、あるいは満足度をより向上させることが目的でございます。その目的を達成するために、デジタルを活用したり、あるいは業務の改善を図ったりと、そういった手法を取り入れていくことがD Xになるものと思っております。

デジタルを導入することだけが目的になってしまわないように、限られた財源の中でございますけれども、効果的にD Xを推進し、地域幸福度の向上につなげてまいりたい、そのように考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

○11番（藤埴 理君） 御答弁ありがとうございました。

少し一つ一つ聞いていきたいというふうに思っております。

先ほどタイミングとか判断基準は誰が決めるのかという答弁の中に、経営統合会議で決めますよという御回答をいただいたというふうに思っております。これは各課の課長が当然メンバーに入っておりますので、それぞれの課がそれぞれの課の中の課題を捉え、それがD Xにどう結びつけていくのかということをやはり洗い出さなければいけないというふうに思っております。これはその点をしっかりと洗い出しておるのかどうかということをやまず最初に聞きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 再質問にお答えさせていただきます。

意思決定の仕方につきましては、先ほど申し上げましたとおり、行財政改革推進検討委員会並びに経営統合会議で意思決定をしていくということでございますが、先ほども少し触れさせていただきましたが、民間のC I O補佐官との意見交換の中でも、垂井町の抱える課題、このことについて意見交換をさせていただきました。

例えばフロントオフィスの課題認識、例えば窓口業務とか、行政フロントヤードに関する課題ですとか、あとバックオフィス、文書管理、財務会計などの課題認識、また行政事務の効率化に係る垂井町D X推進計画の取組の課題なんかも意見交換をさせていただいております。

また、地域のD Xの推進という中で、地域のデジタル化ということでD Xと最も関連性が高い観点から、その背景も含めた意見交換もしております。例えば教育ですとか、防災、医療、福祉、健康とか観光とか、この辺も含めて課題を共有させていただいたところでございます。また、先ほどございました垂井町の第3期総合戦略の最重点課題、この背景なんかも意見交換をしたところでございます。

このような課題を各課、また町全体で共有させていただきながら、D Xとして何ができるのかということをやしっかりと捉えながら推進してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

○11番（藤埴 理君） 丁寧な御回答ありがとうございました。

大変分かりやすかったと思うんですけれども、2番目にも掲げております専任職員、いわゆる民間登用の人材を囚られたというふうに御答弁をいただいたところでございますが、この民間登用の人材、恐らく契約的な内容なのかなというふうに推測はしておりますけれども、これほど重要なポジションを短期的、どのぐらいの期間で登用されるのかということをやまずもって

お聞きをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） お答えします。

デジタル専門人材の詳細についてでございますが、まず垂井町ＣＩＯ補佐官委託業務の内容でございます。

まず、委託先につきましては、フューチャー株式会社という本社オフィスが東京都品川区大崎にある会社でございます。その選定方法につきましては、指名型プロポーザルの審査会の審査を経て決定をしたということでございます。その民間のＣＩＯ補佐官につきましては、そのフューチャー株式会社のＤＸ推進室のディレクターの小林さんという方に来ていただく形になります。この方は国と連携したＩＣＴを活用したまち・ひと・しごと創生の包括支援を主な業務としておりまして、これまでに多くの市町のＣＩＯ補佐官やＩＣＴアドバイザーとしての市町のＤＸに関わっておられます。このＣＩＯ補佐官も十分活用させていただきながら、垂井町のＤＸ推進をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔発言する者あり〕

申し訳ございませんでした。

契約期間につきましては、令和６年４月２２日から令和７年３月３１日までとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） ありがとうございます。

まずもって、今単純に聞いたところ１か年、今年度中ということだというふうに理解をしました。１年間で、先ほど申したように、いろんな課題を解決していくための期間として、それが適当であるのかどうかということもひっくるめて、やはり今後の展望を切り開くためにもそれで十分なのかどうかということも踏まえながら、その後、令和７年度以降についてどのようにお考えなのかということ聞きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 民間のデジタル専門人材のことだと御理解しますが、来年度以降につきましてはまだ申し上げることはできませんが、今後ＤＸ推進する中でしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、ずっとこのデジタル専門人材を配置するというわけにはいかないと思いますので、先ほども研修の中でもございましたが、やはり職員自らが積極的に業務や手続の在り方を見直せるようにＤＸ推進人材を育成するという、先ほど総務課長からの答弁がありました。やはり２年後、３年後には職員の中でしっかりとデジタル推進の進行管理ができる状態が必要だというふうに考えておりますので、令和６年度から職員のデジタルスキルをアップする研修などを積極的に取り入れてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） ありがとうございます。

今の答弁をお聞きしておりますと、やはりこの庁舎内にそういった人材を育成をし、そういうポストをやはり用意しておく必要があるのではないかなというふうに強く感じたところであります。やはり当然どの課に置くのかとかということは、我々議員が知るところではないのかもしれないですけども、どういう形でそういうポストを用意し、しっかりとした人材として育て上げていくのかということをもう一度お聞きをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） お答えします。

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、専門知識を有するデジタル専門人材はDXを推進する上で大変重要だというふうに認識をいたしております。

ただ、職員の中でなかなか専門的なデジタルに精通した職員を育てていくというのは非常にハードルが高いというふうに思っておりますが、さらに民間から継続的に雇用をしていくということもなかなか難しいというふうには思っておりますので、まず先ほど申し上げたとおり、職員の中でデジタル推進を進行管理できるような職員を育ててまいりたいというふうに考えております。この辺り専門的な人材をどのように確保していくのかにつきましては、今後しっかりと検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） ありがとうございました。

ということは、やはり企画調整課内にそういった部署を設け、しっかりとそれに取り組んでいくというふうに僕は捉えていきたいというふうに思っておりますので、それで間違いなければ、その答弁だけよろしくお願いいたしますしまして、私は質問を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） お答えします。

今、行財政改革大綱の中で組織機構の見直しを進めております。当然その中にはDX推進をするためにどのような内部の組織体制にすべきかということも含めて検討しておりますので、垂井町のDXを推進するに当たって、企画調整課内でそれをそのまま進めていくのか、先ほど総務課長からの答弁もありましたとおり、電算係がございますので、この辺りとの連携も含めて行革の中で検討をしっかりしてまいりたいというふうに思っています。そのポストを企画調整課内に専門的な人材を置くのかどうかということも含めて検討を進めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） ありがとうございました。

聞き方が悪かったかもしれないので、大変御迷惑をかけたかなというふうに思っておりますけれども、やはりこれは垂井町全体のこととして考えて、垂井町民も期待をしておるというふうに捉えておりますので、どうかしっかりとそのことに取り組んでいただき、そういった特別な職というよりも専門人材をしっかりと育成をしていただいて、このまちにデジタルありと言われるような垂井町にしていだきたいということを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

〔3番 水野忠宗君登壇〕

○3番（水野忠宗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従ひまして一般質問をさせていただきます。

私からは1点、町のまちづくりセンターについてお伺いしたいと思っております。

現在、垂井町まちづくり基本条例に規定されております町まちづくりセンターにつきましては、中央公民館内に設置をされておりましたが、中央公民館の解体により旧垂井地区まちづくりセンターに設置をされているところでございます。

さて、3月定例会におきまして、同僚議員の一般質問の答弁として、垂井町庁舎跡地等活用基本計画では、庁舎東館へ移転する方向性が示されておりますが、令和5年度庁舎東館改修工事基礎調査等業務が実施され、その調査結果等も踏まえながら、また垂井町まちづくりセンターが担う役割をしっかりと認識する中で、移転先の検討を進めてまいりますというような御答弁でございました。

私には、町まちづくりセンターの移転先はどこですか、また、どうして東館に移転できないのですかなど、多くの住民の方からのお話を聞いております。

そこで、次の点について質問をさせていただきます。

1点目、庁舎東館改修工事基礎調査等業務の結果について、どのような結果であったのでしょうか。

2点目、垂井地区まちづくりセンターは、ワイワイプラザ垂井に開設に伴い移転をされましたが、町のまちづくりセンターは旧垂井地区まちづくりセンターに置いておかれております。いつまで置いておかれるのでしょうか。また、町まちづくりセンターとしての利用状況（貸館、訪問者等の状況）はいかがでしょうか。

3点目、町まちづくりセンターは、開設当時から企画調整課において事務分担されております。交流事業に関することや市民活動に関すること、広報・公聴に関すること、自治会に関することなど、まちづくりセンターとして、またまちづくりに関すること、地区まちづくり協議会に関すること、地区まちづくりセンターに関すること、住民活動団体に関すること等を担っているものと記憶しております。そうしたことから、町まちづくりセンターは、誰もが訪れやすい施設であることが大切かと考えていますが、どうでしょうか。

まちづくり協議会は、身近な住民の近いところで主体的に考え、対応、解決するための住民

自治を充実・強化する仕組みです。また、町まちづくりセンターは、まちづくりに関する相談と助言に関する事、情報の収集と提供に関する事、交流の推進に関する事、人材の育成に関する事及び地区まちづくり協議会への支援、連携及び地区センター相互の連絡調整に関する事を担っております。

人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化だけではなく、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域社会をめぐる状況が大きく変わり、共助のコミュニティが縮小しつつある中、地区まちづくり協議会は地域づくり、コミュニティづくりに奮闘されております。

こうしたことから、まちづくり基本条例に基づいた町まちづくりセンターの役割が今問われているものと考えます。町長の町まちづくりセンター施設・役割についてのお考えをお聞かせください。

また、町まちづくりセンターには、地区まちづくり協議会の連絡調整を担っていただいております、生涯学習事業、地域ふれあい事業など生涯学習に関する部分などにおいて、生涯学習課とのさらなる連携が必要かと考えております。教育長の町まちづくりセンター、地区まちづくり協議会についてのお考えについてお聞かせをください。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 水野議員の御質問のうち、1点目の庁舎東館改修工事基礎調査等業務の結果について、どのような結果であったのでしょうかにつきましてお答えをいたします。

この業務は令和2年度に取得いたしました役場庁舎東館について、改修に向けた基礎調査の実施と基本構想の策定を目的としたもので、令和5年6月20日、株式会社梓設計中部支社との間で契約を締結いたし、調査の内容といたしましては、図面との照合、構造部材の寸法測定、超音波による確認や目視による確認などを実施いたしました。

議員御質問の調査結果でございます。抽出により実施をした構造体への超音波深傷試験では、多くの箇所で不合格となり、また外観目視調査では防水部材の劣化などにより鉄骨の腐食や外壁の欠損がございました。この調査結果によりまして、現在の建物は建設時に適法な完了検査を受けておりますので、防水や防錆など必要な補修をしながら、これまでどおりの用途で活用することはできますが、例えば1階部分に事務所機能を持たせるなど、居室を有するような用途変更を計画する場合には、構造計画や大規模改修などに多くの費用が必要となることが分かりました。

議員御指摘のとおり、垂井町庁舎跡地等活用基本計画には、町まちづくりセンターを含めた複数の用途、機能について、庁舎東館へ集約することが示されておりますが、今回の調査結果を受け、現在の庁舎東館の建物を活用した形で行政機能の集約化を進めることは現実的ではないというふうに考えておるところでございます。

今回、このような報告となりますが、庁舎東館の活用方法につきましては、当時議員の皆様方に庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会で調査・研究、また御協議いただいた経緯も十分

認識をいたしているところでございます。今後の方向性につきましても、議員の皆様方に御相談をしながら進めてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは水野議員御質問、町まちづくりセンターについてのうち、初めに御質問の２点目、町まちづくりセンターは旧垂井地区まちづくりセンターにいつまで置かれるのか、またまちづくりセンターの利用状況（貸館・訪問者の状況）についてお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、以前の一般質問の回答では、垂井町まちづくりセンターの位置は垂井町庁舎跡地等活用基本計画第２版で庁舎東館へ移転する方向性が示されていること、その庁舎東館の基礎調査結果を踏まえ、町まちづくりセンターが担う役割をしっかりと認識し、誰もが気軽に立ち寄り相談できる体制と移転先について検討を進めていくと答弁をさせていただきました。

庁舎東館の調査結果につきましては、御質問の１点目で、総務課長からの答弁のとおり、庁舎東館改修工事基礎調査の結果からは、現在の庁舎東館の建物を活用して行政機能の集約化に努めることは現実的ではないとの状況でございます。この調査結果を踏まえ、垂井町まちづくりセンターの位置につきましては、改めて検討を進めてまいりたいと考えております。

現在、垂井町まちづくりセンターの事務所がございす旧垂井地区まちづくりセンターは、垂井町商工会と共同で使用し管理していますが、その垂井町商工会は現在整備が進められております旧東保育園のビジネス拠点施設への移転が計画されています。この垂井町商工会の移転のタイミングに合わせ、垂井町まちづくりセンターの位置につきましても検討してまいりたいと考えているところでございます。

利用状況（貸館・訪問者の状況）につきましては、現在垂井町まちづくりセンターとしては貸館の業務は行っておりません。訪問者につきましては、各地区のまちづくり協議会の方や地区まちづくりセンター職員などの関係者が事務的な手続のために訪れるほか、町に登録されているまちづくり住民活動団体の方が自主イベントなどの啓発のために「広報たるい」まちづくり伝言板への掲載申請に来られたり、団体の方が年に一、二回相談に来られます。

次に、御質問の３点目、町まちづくりセンターは誰もが訪れやすい施設であることが大切かと考えますがどうかと併せて町まちづくりセンター施設・役割についてお答えさせていただきます。

議員からの御指摘と同様に、令和６年２月に開催いたしました垂井町まちづくり審議会におきましても、委員からは住民誰もが気軽に訪れ、相談することができるような敷居の低い場所である必要があるとの意見をいただいております。垂井町まちづくりセンターが協働のまちづくりを推進する母体としての役割を果たすことができるよう、地域住民の皆様がより利用しやすい施設運営に努めてまいりたいと考えております。

町まちづくりセンター施設・役割につきましては、垂井町まちづくりセンターは各地域の課題や分野別の課題などに対して、住民や団体の皆様が主体的に取り組んでいただくために、相談と助言、情報収集と提供、人材育成などの役割を担っていくことが重要であると考えております。このような垂井町まちづくりセンターとしての役割を認識しながら、誰もが気軽に立ち寄り相談ができるような体制を整えるとともに、事務所の設置場所につきましてはしっかりと検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 私からは水野議員の御質問、町まちづくりセンターにつきましてはの３点目、町まちづくりセンター、地区まちづくり協議会についての考えにつきましてお答えいたします。

教育委員会では、第６次総合計画で定められている垂井町の将来像を目指し、第３次教育大綱において、「ふるさと垂井」への誇りと愛着をもち、自らの夢や目標、可能性に挑戦し、豊かな心で支え合い、協働のまちづくりに貢献する人間を垂井町の教育が目指す人間像と定め、垂井町の教育の基本理念としています。また、基本方針では、生涯にわたって学び続け、持続可能な地域社会に貢献する人材（人財）づくりを目指しております。

そのために、関係諸機関や各団体との連携を図りながら、郷土の自然や歴史と文化を継承し、町民の学習ニーズを把握しながら、学習機会や施設等の充実、並びに地域づくりと一体化した社会教育を推進するため、社会教育の方針と重点をお示ししております。

その中では、家庭、学校、地域社会が連携し、社会全体で取り組む地域づくり、人づくりを推進すること、町民１人１スポーツの町の実現を目指し、生涯スポーツを推進することを方針とし、地域づくり型生涯学習活動の推進、指導者の養成、地域で子どもを育てる環境づくりの推進、挨拶・声かけから始まる青少年健全育成の取組、多様化する情報化社会への対応、家庭教育への支援、人権が尊重される明るい地域社会づくりの推進、町民１人１スポーツ活動の推進、地区まちづくり協議会との連携を重点としているところでございます。

公民館を廃止しました垂井町におきまして、現在各地区まちづくり協議会の皆様には、教育委員会がお示ししております社会教育の方針と重点を踏まえていただき、それぞれの地区の実情に応じた様々な生涯学習事業、地域ふれあい事業を地区ごとに創意工夫を凝らしながら進められているところでございます。

議員御指摘のとおり、私どもといたしましても、まちづくりを進めていただく中で社会教育の位置づけは非常に重要であると考えておりますので、今後につきましても地区まちづくり協議会ははじめ町まちづくりセンターと相互に協力、連携しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） ３番 水野忠宗君。

○３番（水野忠宗君） 御答弁ありがとうございました。

まず、自治会に関する担当の部署と、それからまちづくり協議会に関する部署をできれば一緒にしたほうがいいんじゃないかなという私感覚があるんです。

というのは、過去でもそうですけれども、自治会の悩み事もそうですし、それが地域での協議会での組織の中でいうと、まちづくり協議会の中に自治会が入っておったりという形で、その辺の地域での連携というところもありますんで、できれば自治会の関係の担当と地区まちづくり協議会の相談、助言といったところを、そういったところを一つの部署にしたらどうかというふうに考えますが、その辺はいかがでございましょうか。お願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） お答えさせていただきます。

今現在自治会を担当しております部署につきましては、企画調整課の地域振興係でございます。また、企画調整課の所管になりますが、まちづくり協会等につきましては、垂井町のまちづくりセンターが担っていると。いずれも企画調整課が所管しているところになります。

今御提案の自治会と協議会の担当する部署を一緒にしてはどうかということでございますが、先ほど行財政改革大綱のことを触れさせていただきましたが、今組織再編の見直しをしております。この辺りも実は議題に上がっておりまして、今後連携した形でどのように進めていったらいいのか。特に地域のまちづくりが主体的に行っていただく、また地域のそれぞれの特色あるまちづくりを進めていただく上で、どのような町側の体制としてどうあるべきかということにつきましては、今現在検討しておるところでございますので、しっかりと進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

○3番（水野忠宗君） ただいまの自治会と地区まちづくり協議会の部署については検討していくということでございまして、ぜひよりよい方向へ、また地域の人が相談しやすい環境でというふうに思っております。

それで、町まちづくりセンターは、今旧垂井地区まちづくりセンターにございます。ぜひ来年の4月には、できれば自治会の関係と地区まちづくり協議会の関係とか、そういったところの部署を一体化して、できれば私は庁舎の中に置いてほしいと思っております。土・日の貸館とか、そういったものがないようですので、できれば1か所の部署でしっかりと地域住民の悩みや相談に応じてほしい。

また、いろんな団体の活動の中でも、地域との中でいろいろ問題もあるようでございますので、例えば体育推進員に関することや、ほかにそういったその自治会から選出される方が地区のまちづくり協議会の中で活動していく中で、どうして委嘱の関係とか、その辺をクリアにするという意味でも1か所にしたほうがいいのかというふうに思っております。

また、その辺に関しては生涯学習課の関係も関連しておりますので、指定管理をする予定がないのであれば、まずは庁舎の中でまちづくりセンターなるものを設置していただきたいかなというふうに思っております。この辺については私の意見でございますので、今後検討してい

ただけるということでございます。よろしくお願いします。

また、東館の今後の活用についても今後も検討されるようでございますので、町内の各施設が老朽化する中で集中した施設を統合していくとか、そういったことも今後の課題かと思っておりますので、その辺も今後とも財政厳しい折でございますので、効率よく施設管理、集約、そういったものを進めていただければと思っております。

以上、意見でございますけど、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 答弁はよろしいですね。

○3番（水野忠宗君） はい。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は10時35分といたします。

午前10時17分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番 山田成利君。

〔7番 山田成利君登壇〕

○7番（山田成利君） こんにちは。7番 山田成利です。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

一般質問、多文化共生の推進について、お尋ねをいたします。

本町を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の進行など大きく変化をしております。今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすことが予想されています。全国的に少子高齢化で生産労働人口の確保はできず、社会問題になり、外国籍の方々の協力は必要な時代になっています。垂井町においてもコロナ禍が終了してこれまでの生活が戻りつつあります。その結果、一時期減少した垂井にお住まいの外国籍の方々も約1,000人になろうとしております。

平成18年3月、都道府県や市区町村における多文化共生の推進に関わる指針や計画に資するため、総務省が地域における多文化共生推進プランを策定し、地方公共団体に対して地域の実情と特性を踏まえた指針や計画の策定について通知がなされております。

また、その後の多文化共生を取り巻く社会経済情勢の変化から、令和2年9月、同プランが改定され、地方公共団体に対して同じく総務省から通知が行われました。

本町においても今後ますます外国の方々の接点が増え、多文化共生の在り方を検討する必要が生じてくると考えますが、本町における多文化共生推進指針の作成について、現在の状況や今後の在り方について御答弁をお願いいたします。

次に、先ほども申し上げましたプランの中で、地域における多文化共生を推進するため、コミュニケーション支援や生活支援など様々な角度から具体的な施策の構築が提案されています。本町でも庁舎内にポルトガル語の通訳窓口が設置され、広報やごみの分別（分け方・出し方）ポスターなどが複数の外国語で対応できる状態になっているなど、多文化共生事業として様々

な施策が行われていると感じています。

そこで、お尋ねいたします。

今後さらなる多言語化での情報提供に向け、デジタル化の推進に併せ、ＩＣＴを活用した音声翻訳サービスや電話・映像通訳等により、さらに多言語対応の体制を強化するお考えがありますか、お伺いします。

質問の３点目ですが、日本人住民と外国人住民との交流についてです。

現在、町内では、まちづくり協議会や有志の団体により日本語教室や多文化共生交流会といった活動が行われ、多文化の共生や交流につながる活動が展開されています。日本語教室では、平仮名を使用した「にほんごでつたえよう」、多文化共生交流会では、防災、料理、ふるさとといった内容で、全ての住民が、「このまちに出会えてよかった。」と思えるような、幸福度の高い、自主自律した協働のまちの実現に向けて積極的に取り組んでおられます。昨年においては日本語教室と多文化共生交流会が行事開催され、多文化共生の地域づくりまで発展してきております。

今後、行政としてこれらの多文化共生に貢献いただいている団体とどのように連携され、多文化共生を推進していかれるのか、そのお考えをお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 山田議員御質問の多文化共生の推進についてのうち、初めに１点目の垂井町における多文化共生推進指針の作成について、現在の状況や今後の考え方についてお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり総務省では、地域における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、平成18年３月、地域における多文化共生推進プランを策定し、令和２年９月には社会経済情勢の変化を踏まえたプランの改訂が行われたところでございます。

岐阜県では平成19年２月、岐阜県多文化共生推進基本方針を策定し、令和４年３月には多文化共生と外国人材活躍の両面から推進することを明確化するという観点から、名称を岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針に変更した改定が行われたところでございます。

御質問の本町の多文化共生推進指針につきましては、垂井町第６次総合計画のテーマ別戦略１－２．人権の項目において、多文化共生社会の実現のため、社会環境の整備と教育と啓発の充実に取り組むとしており、総合計画の中で本町の多文化共生施策の方向性をお示ししているところでございます。

また、令和２年３月に策定された垂井町人権施策推進指針（第２次改定）の人権課題に対する取組の中では、多文化共生施策の推進の方向性として、相互理解を深める交流活動の推進、出前講座等の推進、国際理解教育の推進、外国人のための日本語講座等の促進などが掲げられています。

今後も町の総合計画や人権施策推進指針、また県の第４期岐阜県外国人材活躍・多文化共生

推進基本方針に基づきながら多文化共生の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の多言語対応の体制を強化する考えはありませんかについてお答えさせていただきます。

現在、本町の多言語での情報提供の施策といたしましては、毎週水曜日の午前中、ポルトガル語通訳窓口を開設しております。また、令和5年度からは「カタログポケット」という10言語に翻訳できる機能を持ったアプリを導入し、このアプリから「広報たるい」をはじめハザードマップやごみの出し方について多言語で閲覧できるようになっています。このアプリは翻訳機能のほかに音声読み上げ機能、文字の拡大機能を持っており、外国籍の方のみならず視覚に障がいを持つ方や高齢者などに対しても情報をお届けできる機能を持ったアプリでございます。

そのほか、岐阜県在住外国人相談センターにおいて、月曜日から金曜日の9時30分から16時30分まで15言語以上での電話相談を受け付けており、相談者と役場とセンターの3者間通話ができる支援もございます。現在は、これらを活用しながら外国籍の方への支援に取り組んでいるところでございます。今後も多言語機能の体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の行政として多文化共生に貢献いただいている団体とどのように連携され、多文化共生を推進していかれるのかについてお答えさせていただきます。

本町では、令和4年10月から11月にかけて、4回にわたり岐阜県と連携して初めて日本語教室を実施いたしました。参加者は30名を超える日もあり、日本語教室を受講したいというニーズが多いことが分かりました。令和5年度には垂井地区まちづくり協議会が町の行政提案型協働事業の採択を受けて日本語教室を4回にわたって実施され、こちらも大変盛況でございました。

今年度は、町が岐阜県の多文化共生推進補助金を受けて垂井地区まちづくり協議会に委託し、たるいにほんご教室「にほんごでつたえよう」を5月から来年2月にかけて計8回にわたって実施してまいります。

また、同じく令和5年度には、町内の国際交流団体、メルボルン倶楽部が町のグループ提案型協働事業の採択を受けて日本の文化やベトナムの文化を紹介する交流会を実施され、50人を超える参加者がございました。本年度は行政提案型協働事業の採択を受けて多文化共生交流会を計画されております。

本町といたしましては、今年度も地域で活躍されている団体の皆様と連携しながら多文化共生の推進に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 力強い答弁いただきありがとうございます。

私も地域の方から、一応行政との連携について強くお願いしていただきたいという声も聞いておりました。ありがとうございます。

それで、留学生の在留期間というのが法律が変わりまして、今まで以上に留学生、いろいろ

な方が在留されると思われます。そういうことで、先ほどお願いをしました悩み相談等のＩＣＴの関係については十分御配慮いただいて構築いただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

多文化共生の推進に当たり、地域の団体等とも十分連携しながら進められていると答弁をいただきました。外国の方々との関係を考える上で、企業との関係、連携といったものは欠くべからざる要素と感じております。それで、多文化共生を推進していくに当たり、企業においては外国人を日本人と同様に企業活動を支える貴重な人材と捉え、採用育成に努めてこれられております。

行政として、町内企業などとの連携についてはいかがお考えになるか、お答えを求めます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） お答えします。

御質問の町内企業などとの連携につきましては、本町といたしましては、現在町内企業と具体的に連携を行っているという事例はございませんが、先ほど答弁の中で御紹介させていただきました日本語教室につきまして、令和４年度の開催時に受講申込みの案内を最初、広報とホームページで募集いたしましたところ、実は全く集まりませんでした。そこで、外国籍の方を雇用してみえる町内企業に直接日本語教室の案内をさせていただきましたところ、50人を超える申込みがございまして、その事業者の方からもいろんな問合せをいただいたところでございます。

このようなことから、企業、働いている外国籍の方の双方が日本語を学ぶ場を求めていることが分かりまして、以降、町が行います多文化共生の事業を行う場合は企業への案内もさせていただいておるところでございます。

また、ちょっとこれは紹介になりますが、岐阜県のほうでは外国籍の方を雇用している企業向けに、やさしい日本語講座や日本語教室などを開催する際の補助金制度や、外国人材に対する就労促進のための支援制度も設けられているところでございます。県のこれらの支援制度につきましても、町といたしまして広く周知してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） ７番 山田成利君。

○７番（山田成利君） 企業等の案内をいただいて、その教室に参加していただいているということはその団体のほうから聞いておりまして、今後もよりよく連携をお願いしたいと思います。それでは、最後にもう一点だけお伺いいたします。

多文化共生社会の取組について、長期的な取組についてどのように考えておられるのか、町長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 山田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど来課長から、これまでの取組等々については御報告を申し上げておるところでございますが、その全国の地方圏におけます市町でございますけれども、それぞれ外国の方がその地域を選んで、そして長く住みたいか否かにつきましては、共に住む私たち地域に暮らす者と、それから外国人の方を理解しようとしているかどうかという視点、これはすなわち我々日本人側の意識が大きく関与してくるというふうに認識をいたしております。

したがいまして、時折外国の方々とごみの出し方云々についてトラブル等々発生したことを想定したときに、双方の立場からお互いに原因を探り当てようとする場合に、どうやった歩み寄りをするかということが非常に大切になってくるわけでございます。

したがいまして、先ほど来担当の課長から御報告を申し上げますが、日本語教室の開催に当たりまして、とても大盛況であったということが現実的に数字として出ておりますので、今後とも地域で活動される団体の皆様方と町としっかりと連携を深めながら、そういった多文化共生の推進に引き続き取り組んでまいり所存でございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 御答弁どうもありがとうございました。

垂井町の外国人定住者の数は年々増加しております。今後、垂井町の維持向上、活性化は外国人の方々との共生社会が重要と考えております。

今回御回答いただいた案件につきましては推進をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

〔12番 中村ひとみ君登壇〕

○12番（中村ひとみ君） 12番 中村ひとみでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、3点にわたって質問を始めさせていただきます。

まず1点目、多文化共生社会の推進のため「やさしい日本語」の活用について、ただいま山田議員も質問をされておりましたが、私のほうからは、やさしい日本語に特化して質問を始めます。

言葉は相手に伝わることが重要です。出入国在留管理庁は、国が自治体による外国人への情報発信にやさしい日本語の使用を促すためガイドラインを作成すると発表しました。日本で暮らす外国人への支援の一環として実施されています。

やさしい日本語とは、外国人にも分かりやすく簡略化した日本語のことです。例えば、「いつ日本にいらっしゃいましたか」は「いつ日本に来ましたか」に、「徒歩10分」は「歩いて10分」に言い換える。尊敬語や熟語はなるべく使わないことなどがポイントとなります。

なぜ外国人に対してやさしい日本語を使うことが支援につながるのか。日本で暮らす外国人に最も伝わりやすい言語が日本語だからです。

国立国語研究所の調査を分析した専門家の報告によれば、定住外国人に理解できる言語は日本語が62.6%で英語の44%を上回っております。ただし、日本語が理解できるといっても大半は初歩的な水準であり、日本人が一般的に使っている表現がそのまま広く外国人に通じるわけではなく、国がやさしい日本語の活用を勧めるのはこのためであります。

言葉が通じることは、ふだんの生活はもちろん、災害や急病などの緊急時にも極めて重要であることは言うまでもありません。

我が国は、現在195か国地域、約283万人の外国人が暮らしています。情報の多言語化は不可欠ですが、全ての言葉に対応することは難しいと言えます。やさしい日本語で補えば、より多くの外国人に情報を伝えることができます。何といても日本語であれば日本人の誰もが外国人とコミュニケーションができる。これは、外国語による情報発信と異なり非常に大きなメリットと言えます。既に各地の自治体では、やさしい日本語で防災や生活に関する情報を発信したり、外国人向け相談窓口を導入するなどの動きが広がっています。本町においても先ほど御紹介されましたポルトガル語通訳窓口が設置されております。

近隣市町の先進事例として、大垣市さんでは人工知能（A I）を活用して市のホームページの文章に振り仮名をつけるなど、外国人や児童にとって読みやすくする取組を開始しています。あらゆる人が災害時などで適切に情報を得られるようにするホームページのやさしい日本語ボタンを押すと、振り仮名つきの文章が変換できるようになっています。岐阜県におきましても、ぎふ土砂災害警戒情報ポータルはやさしい日本語を選択することができます。

そこで、本町におきましてもホームページや災害情報など、このやさしい日本語を取り入れ、日本語に不安がある人でもホームページの文章を簡単に読めるようにすることで、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の推進につなげていくことができると考えます。

令和4年3月に第4期岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針が示されています。基本目標として、県内の在住外国人を地域社会を構成する「外国人県民」として認識し、県民がお互いの文化や考え方を尊重しながら、円滑にコミュニケーションを図ることにより、すべての県民が働きやすく、暮らしやすい地域社会の実現を目指すとし、政策の方向性として大きく4点上げられています。その具体的な取組の一つとして、県・市町村の行政担当者を対象に研修会を開催し、行政窓口におけるやさしい日本語の普及を促進しますとあります。

職員の方にやさしい日本語の研修を受けていただくことも大切ではないかと思います。外国の方のみならず、子供さんや障がいをお持ちの方にも分かりやすい日本語での対応が必要です。特に、窓口に携わっていただいている職員に理解を深めていただくことが何より大切ではないかと感じます。

外国の方が健康な生活を送るため、医療・保健・福祉に関する多くの情報が必要です。外国の方にとってこれらの制度は理解しにくいこともあり、必要な人に必要とするときに届くよう制度や施設などの情報提供をし、その環境を整えていくことが大切です。

本町では、公式ホームページにおいてサイト全体の翻訳でのサービスを導入されております

が、さらにやさしい日本語版で作成していただくことも必要ではないでしょうか。やさしい日本語の活用を町民レベルで進めることが重要であり、多文化共生社会の実現を後押しすることにもつながると感じます。御所見をお伺いいたします。

続きまして、大規模災害に備える携帯トイレ等の備蓄の推進についてお伺いいたします。

災害は、いつ、どこで起きるか分かりません。能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命にも関わるトイレの問題が顕在化しました。能登半島地震では、国によるプッシュ型支援により仮設トイレが各地の避難所に届き始めたのは発災から4日目以降と伺っています。つまり、発災3日間は自治体で携帯トイレ等を確保しなければならないということになります。

トイレが不足することにより、特に高齢者は飲食を控え、体力が減耗し、エコノミー症候群になる方が増加するなど二次災害が懸念されます。災害時のトイレ環境の改善は、災害関連死を防ぐために不可欠な取組であり、被災者の命を守る取組として重要です。

そこで1点目、携帯トイレの備蓄の状況と今後について伺います。

今回の能登半島地震が発生した被災地である石川県では約2.5万回分、基礎自治体でも約8.3万回分の携帯トイレが備蓄されていましたが全く足りず、発災当初は大変な問題となりました。急遽、政府により約100万回分を超える携帯トイレが追加で供給されたと聞いています。実際、消防庁、地方防災行政の現況でも自治体における携帯・簡易トイレの備蓄は必要量に達していない状況にあります。

今回の能登半島地震では、仮設トイレの目標（50人に1基）達成まで10日程度かかっており、初期対応に携帯トイレ・簡易トイレ等を一定量備蓄・配備しておくことが必要です。特に重要なのが携帯トイレの備蓄であります。初期にしっかりと通常のトイレにおいて携帯トイレを使用することで通常のトイレが使用可能な状況となり、逆にここで携帯トイレの備蓄がないと発災直後には水が使えない場合が多く、便があふれて既に通常のトイレが使用不能となるといったことが今回の能登半島地震でも多く見られました。そうすると携帯トイレを使う場所を新たに設置しなければならないのが、初期に通常のトイレにおいてしっかりと携帯トイレを使用することで安心な環境で携帯トイレを使用し続けることができます。また、携帯トイレはコンパクトで備蓄に場所を取りません。

そこで、能登半島地震での教訓を踏まえて、今後の災害に備えて想定される最大避難者数を基に、携帯トイレの備蓄計画の見直しと同時に必要数を調達するべきだと考えますが、必要数に対する備蓄の現状と今後の方針についてお聞かせください。あわせて、通常のトイレ施設が使用不能とならないように、発災直後の適切な携帯トイレの使用方法を各避難所の運営マニュアル等に反映する必要があると思いますが、御所見をお伺いいたします。

続きまして、2点目といたしまして、介護や障がい福祉施設における携帯トイレの備蓄についてお伺いいたします。

発災時のトイレ問題で特に影響を受けられる方は、高齢者などの介護が必要な方々です。厚生労働省は、高齢者介護福祉施設に対する業務継続計画において携帯トイレや簡易トイレの備

蓄を求めています、残念ながら今回の能登半島地震でも介護福祉施設でのトイレ問題が発生したと伺っています。

こうした教訓を踏まえて、地域の介護福祉施設での携帯トイレ・簡易トイレの備蓄等の状況を速やかに確認し、介護福祉施設における携帯・簡易トイレの備蓄を支援すべきだと考えますが、見解を伺います。

最後に3点目、トイレトレーラーの整備の検討について伺います。

災害発生から時間が経過するにつれ、照明や手洗い場がついた洋式便座などの快適なトイレを使用したいという声も大きくなります。また、衛生的にも臭わないトイレトレーラーがほかの仮設トイレよりも好まれるなど、能登半島地震の被災地で大活躍したと聞きました。

災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」を展開している一般社団法人助けあいジャパンは、災害時にほかの市町村の派遣ができる仕組みを整えました。現在、約20の自治体がこの仕組みを持ったトイレトレーラーを導入しており、300以上の自治体で検討されるとも聞いています。

今回の能登半島地震を機に、全国の自治体でも新たにトイレトレーラーを導入する動きが出てきています。トイレトレーラーの購入費用は、総務省消防庁の緊急防災・減災事業債を車両導入費用に適用可能ですが、自治体の実質負担3割分をふるさと納税やクラウドファンディングなどで賄う自治体もあります。トイレ環境の整備は命を守る取組に通じるため、本町でもトイレトレーラーの整備を積極的に検討すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

最後、3点目になります。

この質問は同僚議員も質問をされております。私としては確認の意味から質問を始めます。

非正規公務員の賃上げの遡及改定についてお伺いいたします。

まず、新聞の記事を紹介します。

公務員の賃金水準を毎年夏から秋にかけて提言する人事院や人事委員会の勧告をめぐり、勧告に基づく正規職員の給与改定は4月に遡って実施されるのに対し、非正規公務員は3割程度の自治体しか遡及した改定をしていないことが労働組合の調査で判明した。政府は、非正規公務員についても遡及改定するよう求めているが、対応しない自治体は組合に「事務が煩雑になる」などと回答しており、当事者から憤りの声が上がっている。

総務省は、これに先立つ5月2日、非正規公務員の給与改定について、改定の実施期間を含め常勤職員に準ずることを基本とするとしており、正規職員と同様に4月に遡って改定するよう自治体に求める通知を出した。

総務省は、11月9日には参院総務委員会での質疑で、非正規公務員の給与改定に係る費用を地方交付税の増額補正で対応すると答弁。予算上の裏づけを与えてまで遡及改定を求めている。毎日新聞2023年11月16日付であります。

そこで、昨年10月に公務員の給与改定に関する取扱いについて閣議決定され、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、平均1.1%の引上げを含む公務員給与の改定を行うこととされま

した。この改定は、昨年4月に遡って適用されるものに対して、非正規公務員については、おおよそ7割の自治体が遡及した改定を行っていないことが労働組合の調査によって判明したとの報道がありました。

地方公務員の給与については、各地方公共団体において財政状況や給与事情等を検討した上で適正化を図る措置を講ずる裁量を与えられているものの、政府も非正規公務員についても遡及改定をするよう求めており、令和5年度の補正予算の給与改定に係る予算についても交付税措置がされております。

そこで、人事・給与担当課にお伺いいたします。

本町の非正規公務員は何名で、非正規公務員の遡及改定に係る金額は幾らになりますでしょうか。また、既に遡及改定は実施されておりますでしょうか。

以上3点にわたっての一般質問とさせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、大きい御質問の1点目、多文化共生社会の推進のため「やさしい日本語」の活用についてのうち、初めに、垂井町に在住の外国人数と国籍別の詳細についてお答えさせていただきます。

法務省が公表する在留外国人統計では、令和5年6月末現在、垂井町の外国人数は966人となっており、県内42市町村中、垂井町は15番目に外国籍の方が多く、町村内では1位となっています。住民基本台帳から集計した令和6年6月1日現在の垂井町内に在住する外国籍の方は25か国994人となっています。国籍別では多い順に、ブラジル312人、ベトナム305人、中国168人となっており、この上位3か国で全体の約80%を占めています。

以下、上位10か国まで御紹介いたしますと、フィリピン75人、インドネシア19人、ペルー18人、ミャンマー14人、ネパール13人、タイ12人、韓国10人となっております。

次に、やさしい日本語の活用を民間レベルで進めることが重要であり、多文化共生社会の実現を後押しすることへの所見についてお答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたとおり、町内には多くの外国籍の方が住まわれている中であって、やさしい日本語の活用を町民レベルで進めることは大変重要であると考えております。本町の役場窓口には、毎日10人前後の外国籍の方が様々な手続に来られます。外国籍の方の中には、やさしい日本語なら理解できるという方も多くおられるのではないかと思います。このようなことから、まずは窓口となる役場職員がやさしい日本語を学び、外国籍の方のみならず、子供や高齢者など全ての人に分かりやすく、やさしい窓口にしていくことが大切でございします。今後、職員研修などを通じて取組を進めてまいりたいと考えております。

また、ホームページなどにAI機能を活用したやさしい日本語での情報発信の導入につきましては、現在、本町のホームページには英語、ポルトガル語、中国語、韓国語に翻訳する機能

はございますが、振り仮名の振られた誰にでも分かりやすい日本語に変換する機能はございません。議員御案内のとおり、大垣市は昨年、やさしい日本語に変換する機能を取り入れられたとのことでございます。本町といたしましても、このような先進事例を参考にさせていただきながら、外国籍の方のみならず全ての人にやさしいホームページづくりに努めてまいりたいと考えております。

令和2年3月に策定された垂井町人権施策推進指針で実施された町民意識調査の結果を見ると、外国人の人権について、言葉や生活習慣が違うため地域社会で受け入れられにくいことが問題点としてのトップに上げられております。言葉が通じないために生じる問題や、生活習慣が理解できないことから生じる偏見などに対しては、言葉についての支援や文化の違いを認めることが重要とされています。垂井町第6次総合計画に掲げる多文化共生社会の実現を推進するため、社会環境の整備と教育と啓発の充実に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、大きい御質問の2点目、「大規模災害に備える携帯トイレの備蓄」の推進についてのうち、御質問の1点目、携帯トイレの備蓄の現状と今後について、初めに、携帯トイレの必要数に対する備蓄の現状と今後の方針についてお答えさせていただきます。

能登半島地震では、地震の影響により道路が寸断され、水道管や下水道管が破損し、甚大な被害を受けたことによりトイレの使用が困難となりました。本町から輪島市の避難所運営支援に派遣した職員からは、被災地では発災後3週間トイレなど必要な物資が届かず、避難所のトイレは不衛生な環境であったとの報告を受けております。

トイレが機能しなくなると排せつ物がたまって劣悪な環境へと変わり、細菌による感染症が蔓延します。被災者がトイレを我慢することが水分や食べ物を控えることにつながり、栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康問題が引き起こされるおそれがあります。このことから、避難者の健康や避難者の衛生環境を確保する上で災害時のトイレ対策は大変重要でございます。

本町は、令和4年3月31日に改訂した垂井町地域防災計画による南海トラフ地震の被害想定においては避難者数を1,528人としています。その避難者数に対する簡易トイレ・携帯トイレの備蓄につきましては、国の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを参考に、1人1日5回3日分の2万2,920回分を必要な備蓄数として想定しております。現在の備蓄数は約4,100回分であるため、引き続き計画的に備蓄を進めてまいります。また、職員による出前講座では、各家庭においても携帯トイレを備蓄していただくようお願いしているところでございます。

大規模災害に備えた携帯トイレ等の備蓄につきましては、避難者数や避難所設備などの様々な状況に対応できるよう、引き続き災害用トイレの充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、発災直後の適切な携帯トイレの使用方法和各避難所の運営マニュアル等への反映につ

いてお答えさせていただきます。

令和4年4月に改訂いたしました垂井町避難所運営マニュアルのトイレの確保では、災害用トイレは利用想定の特定期、既設の水洗トイレや下水処理場の状態によって適したものを使用することや、水洗トイレの使用可否の確認手順、既設トイレを活用した携帯トイレ・簡易トイレの使用方法などについて掲載をしているところがございます。

また、避難所運営マニュアルでは、仮設トイレの設置について避難所から水洗トイレの使用不可の連絡を受けた場合、町は早急に仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図ること、仮設トイレは高齢者・障がい者等に配慮した機種選定を行い、要配慮者専用トイレの設置に努めることとされております。

その仮設トイレにつきましては、令和5年6月、株式会社光商会と災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関する協定を締結いたしました。組立て不要で利便性の高い仮設トイレにより、避難生活における衛生的な環境の確保に努めてまいります。

避難所運営マニュアルにつきましては、今後も必要に応じて改訂を行い、避難所に滞在する避難者の生活の整備に必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の3点目、トイレトレーラーの整備の検討についてお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、一般社団法人助けあいジャパンの災害支援トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」は、全国の自治体が所有する移動式のトイレトレーラーを被災自治体に届ける支援でございます。今回の能登半島地震被災地の各避難所にも届けられ、被災された方々に利用されており、トイレ対策の一つとして大変有効であると認識いたしております。

災害発生時、トイレが確保できなくなった場合、機動性や衛生面に優れたトイレトレーラーを被災地の状況に応じ多様な場面で活用することは、ボランティアや地方公共団体の災害応急対策に従事する者にとっても、排せつへのストレスを感じることなく支援に従事することができるのではないかと考えています。トイレトレーラーは平時における運用や維持管理という課題はございますが、災害時には迅速に避難所へ駆けつけ、ライフラインの復旧状況などに関わりなく日常に近いトイレを提供できるメリットがございます。

助けあいジャパンのこのプロジェクトは、全国の自治体が災害に備え、自治体同士の助け合いのネットワークの輪を広げる取組でございます。今後、このプロジェクトに参加している自治体の事例を参考にさせていただきながら、トイレトレーラーの導入について調査・研究をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 中村議員の大きい2つ目の御質問、大規模災害に備える携帯トイレの備蓄の推進についてのうち、2点目の介護や障がい福祉施設における携帯トイレ等の備

蓄についてお答えさせていただきます。

被災地における福祉施設や避難所などでのトイレの問題は、被災地へ派遣した職員からの報告などからも大きな課題の一つとして捉えております。厚生労働省は、介護施設や障がい施設サービス事業所などに対して、感染症や自然災害が発生した場合であっても介護サービス等が安定的、継続的に提供されることが重要なことから、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を義務づけており、その中でトイレなどの衛生面の対策を記載することとなっております。これを受け、町内の福祉施設では備蓄が進められているようでございます。

さて、町内には介護施設が10か所、障がい福祉サービス事業所が8か所ございます。携帯トイレなどの備蓄状況について、全ての事業所について把握はしておりませんが、保管場所の確保や使用期限の管理など課題はあるものの、入所定員数の3日分を備蓄している施設から従業員を含めた人数の3日分を備蓄している施設まで、事業所によって様々ではございますが、おおむね備蓄はされているようでございます。

このような状況を踏まえ、携帯トイレなどの備蓄につきましては、まずは公助のための行政備蓄を優先しながら、福祉施設を含めた自助・共助による備蓄の在り方につきましては、所管課とも連携をして検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、中村議員の3つ目の御質問、非正規公務員の賃上げの遡及改定につきましてお答えをさせていただきます。

まず1点目の垂井町の非正規公務員は何名かについてでございます。

現在、本町の会計年度任用職員は、通常よりも勤務時間が短い短時間勤務、繁忙期や欠員があったときに勤務をしていただくスポット勤務、また午前みの勤務、午後みの勤務、終日の御勤務など様々な勤務形態で任用させていただいております。あわせて、職種につきましても、一般事務補助のほかに資格が必要な職種や専門性が求められるような職種もございます。これら全ての職種を合わせた会計年度任用職員数は、令和6年6月1日現在で合計342人となります。

次に、2点目の非正規公務員の遡及改定に係る金額は幾らになるのかについてでございます。

本年度はまだ人事院勧告が示されておりませんので昨年度の試算となりますが、昨年8月の人事院勧告で示された引上げ分について、昨年4月に遡って支給をいたした場合、令和5年の4月分から令和6年の3月分までの1年間でおおよそ2,500万円から3,000万円ほどの増額になると試算をしております。

最後に、3点目の既に遡及改定は実施をしているのかについてでございます。

現在のところ本町の会計年度任用職員につきましては、遡及改定などは実施をいたしておりません。中村議員の御指摘の中にもございました、各地方公共団体において実情を踏まえて設定をするというようなことも通知文の中には書いてございますが、一方で遡及改定のことも総

務省からの通知をいただいておりますのでございます。

そのため、今後に向けまして何らかの改善ができないかということは、調査・研究をするということは非常に重要であると認識をしております。議員御質問の遡及改定につきましては、現時点でその可能性や時期などを具体的に明確にお示しをすることはできませんが、本年度、課題の洗い出しも含めた検証を進めております。適正な運用に向けて研究、調査をしておりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

○12番（中村ひとみ君） 各課の前向きな御答弁、本当にありがとうございました。

非正規公務員の遡及改定についてであります。今後研究、調査していくよということで前向きに捉えました。

最近の調査によりますと、先ほど3割というふうに申し上げましたが、6割の自治体が遡及実施を行っているという報告があります。非正規公務員の方々も垂井町の仲間でありますので、自治体間の待遇格差が生じないように取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、もう答弁はよろしいですので、そのようお願いを申し上げまして私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

〔13番 富田栄次君登壇〕

○13番（富田栄次君） 通告に従い、大きく2点質問いたします。

第1点目、表佐に谷崎潤一郎の爛柯亭・細雪（蛍狩り）文学碑の設置をと題してであります。

昭和の文豪、谷崎潤一郎は、表佐の地に逗留し、細雪の構想を練っていたと言われていました。細雪は谷崎潤一郎の代表的長編小説で、1936年秋から1941年春までの大阪・船場の豪商、蒔岡家を舞台に、4姉妹の日常生活をつづった作品です。一家は、音楽会、舞の会、芝居、料理屋、春の花見、夏の蛍狩り、秋の月見と明るく華やかな生活を享樂します。ちなみに、この作品の次女は、谷崎の妻、松子がモデルになっていると言われていました。松子夫人は、後に細雪回顧の中で、作品に登場する蛍狩りの場面は、西から上って大垣の1つ手前の垂井という駅で下車、車で10分ぐらいの表佐と呼ばれる村が舞台であると書き記しています。

中村光伸さんの資料によると、谷崎潤一郎が逗留した表佐飯沼家。飯沼家は、土岐頼芸、織田信長、豊臣秀吉、織田秀信に仕えた一族で、徹長吉が表佐に移り住んでから、薬種商を行い、徹長弘が産婦人科の漢方薬、蘇人湯を考案し、大きな財を築きました。エーザイ薬品の薬の歴史の中にも、この表佐の蘇人湯の記載が今も載っております。それから後の代、玄陸以降、徹因庵を号することとなります。私ども子供の頃は「テツイナン、テツイナン」と呼んでいました。

昭和初期、当主武一郎氏は、敷地内に離れ座敷となる爛柯亭を建築し、谷崎の妻、松子夫人が飯沼家と親戚筋に当たることから、谷崎は昭和2年、3年、5年の少なくとも3度は表佐の爛柯亭に逗留し、細雪の構想を練っていたと言われていました。当時、飯沼家と爛柯亭は、現在

の多賀内科医院周辺の一帯にあったと言われています。私もその門先で遊んだ記憶があります。しかしながら、現在、飯沼家は表佐になく、爛柯亭も昭和43年、取り壊される寸前に、宮司・若宮家によって救われ、郡上白鳥へ移築されました。細雪における表佐と飯沼家、菅野家、小説の中には菅野家と出ますが、爛柯亭の表記は文庫本で約30ページにわたり記載されており、細雪の中で飯沼家は実名をはばかってか、菅野と表記されています。その箇所を抜粋して読み上げます。

彼女は大垣のまちから自動車で二、三十分も田舎道を行ったこと、本当に寂しい村落の県道らしい往還の道端から折れて、奥深い生け垣の道を行った突き当たりに門構えのその家があったこと、これは表佐の爛柯亭辺りです。近所にはほんの五、六軒のわびしい百姓家があるだけであったが、関ヶ原の役以来という菅野家、これは飯沼家のことだと思うんですが、菅野家は宏壮な一部をなしていたとあります。

中略します。たしか離れ座敷が新築されたので、披露の意味も兼ねて招かれたのであった。故、亡くなった老人が時々昼寝をしたり、碁を囲んだり、逗留客を泊めたりするのに建てたのだと言って、爛柯亭と名づけていたその一棟は8畳に6畳の次の間があって、母屋は多少数寄屋風に取り入れたしゃれた造りになっていたけれども、決して悪くしゃしゃにはならず、やはりどこかに田舎の郷土の家らしい大まかな味のあるものが何となく好ましい感じがしたが、今度もまたその爛柯亭へ通されてみると、あれから十数年の時代の光沢を帯びたせいか、あのときよりも一層落ち着きのある静かな部屋になっていたと記載してあります。

次に、その細雪の中の蛍狩りの描写がありますが、それも少し読み上げてみます。

それでも家を出た時分には人の顔がぼんやり見分けられる程度であったが、蛍が出るという小川のほとりへ行き着いた頃から急激に夜が落ちてきて、小川といっても畑の中にある溝の少し大きいくらいな平凡な川が一筋流れ、兩岸には一面にススキのような草が長く生い茂っているのが、水が見えないくらい川面に覆いかぶさっていて、最初は一丁ほど先に土橋のあるのだけが分かっていたが、ずうっと川の緑の草むらの中へ入り込んでみると、ちょうど辺りが僅かに残る明るさから刻々と墨一色の暗さに移る微妙なときに、兩岸の草むらから蛍がすいすいとススキと同じような低い弧を描きつつ真ん中の川に向かって飛ぶのが見えた。見渡す限り一筋の川の縁に沿うて、どこまでもどこまでも果てしなく兩岸から飛び交わすのが見えた。

それが今まで見えなかったのは、草が丈高く伸びていたのと、その間から飛び立つ蛍が上のほうへ舞い上がらずに水を慕って低く揺曳するせいであった。が、その真の闇になる寸刻前、落ちくぼんだ川面から濃い暗黒がはい上がってきつつありながら、まだもやもやと近く草の揺れ動く気配が視覚に感じられるときに、遠く、遠く、川の続く限り、幾筋とない線を引いて両側から入り乱れつつ点滅していた、幽鬼めいた蛍の火は、今も夢の中にまで尾を引いているように見え、目をつぶってもありありと見えるとあります。

このような描写があるわけですがけれども、現在この蛍狩りのモデルになった小川は、表佐地区内の湯壺川か山田川か業平川か、そのいずれかではないかと言われている。

谷崎潤一郎「細雪」文学碑について、以下、日本各地に建てられた文学碑を紹介いたします。

細雪は芦屋を舞台に大阪の4人姉妹を描いた作品で、谷崎潤一郎が芦屋の地で松子夫人の姉妹と共に過ごした日々が細雪を生んだと言われています。芦屋市に細雪の文学碑があります。

次に、河口湖畔の細雪文学碑。昭和17年秋に河口湖畔旧勝山村に滞在し、名作「細雪」を執筆したと。小説には河口湖勝山の富士ビューホテルが登場します。河口湖畔に細雪の文学碑があります。

もう一つ、倚松庵細雪文学碑。倚松庵は谷崎潤一郎ゆかりの家で、昭和11年秋、当時50歳から18年までの7年間居住し、名作「細雪」は昭和17年にこの家で執筆を始めたものです。谷崎潤一郎が松子夫人やその妹たちと暮らした旧邸であり、同氏の代表作「細雪」の舞台としても知られております。そこにも文学碑があります。

文学碑とは、和歌、俳句、小説の一節など文学作品に関する語や文章を刻みつけた碑です。その地にゆかりのある文学者や文学作品を顕彰するため建てるもの。文学碑に歩を運び、足を運びということです。その碑文を読み、周囲の風景に目を移していただくと、優れた文学者の面影や作品の世界が浮かび上がってきます。せめても表佐に前の3つの文学碑と並び4つ目の文学碑を建て、多くの方に文学碑巡りを楽しんでいただく。それとともに、きっとその方たちには近くの史跡等についても足を延ばしていただけることとなると思います。

6月に入り、岩手地区ではホタル祭り、府中地区では蛍鑑賞、表佐地区ではハリヨ・ほたる祭りが行われています。環境汚染により一時途絶えた蛍も、下水道の普及及び地域の皆様の御尽力により、1年間の幼虫飼育を通して幻想的な美しい蛍の姿を見ることができるようになりました。

そこで、お尋ねいたします。

1つ目、環境保全が蛍の生育に大きな影響を及ぼしますが、空き缶、空き瓶、ごみのポイ捨てに対する対策をお尋ねします。

2つ目、現在飯沼家は表佐になく、谷崎潤一郎が逗留した爛柯亭も郡上白鳥に移築されてしまった現在、文化財とすべき施設がないことから碑の設置が難しいと捉えられますなら、爛柯亭・細雪文学碑ではなく、蛍狩り・細雪文学碑を設置できないか。表佐の歴史を後世に伝えるため、また町外の方々にも表佐における文学史を知っていただくためにも有効なことであると思い、質問いたします。

第2点目、認知症の人が安心して暮らせる垂井町に向け、行方不明を防ぐ・見つけるにつき、以下お尋ねをいたします。

10年で2倍近くに増加している認知症の行方不明者、警察庁の調査によりますと、2022年に届出があった認知症の行方不明者は1万8,709人で、統計を取り始めた2012年以降、10年連続で増加し、過去最多で、2012年と比べ1.95倍に達しています。また、491人が遺体となって発見されています。こうした行方不明者の中で高齢者の割合が圧倒的に高く、80代以上と70代で合わせて94%を占めています。

高齢化社会の進展で、今後さらなる増加が予想されます。行方不明者にならないようにとの家族の心労は大なるものがあります。高齢者と同居されている御家族の方から、これから先、同居する高齢者の方が認知症の行方不明者となられたときに備え、ＧＰＳ発信機についていろいろお尋ねがありました。

ＧＰＳ発信機とは、ＧＰＳ衛星（人工衛星）から電波を受信して現在の位置を割り出し、その位置情報を携帯電話の通信網などを利用してサーバーに転送し、離れた場所にいる人のスマホ・パソコンなどで閲覧できる通信機器です。ＧＰＳ衛星から発信された電波が地上に到着するまでの時間によって位置が特定できるという仕組みです。

ＧＰＳ発信機の主な機能は、離れた場所にいる人物の位置がスマホやパソコンで分かる、リアルタイムで位置を自動追跡できる。垂井町としては、ＧＰＳ発信機の購入・レンタル契約において１万円の上限で補助されてはおりますが、その問合せのありました方の言われることには、多分一般の方はＧＰＳ発信機について、価格の点、機能の点、どれを選べばよいのか、購入するのがよいのかレンタルがよいのか、日常スマホ・パソコンを利用されない方には特に分からないと思うと言われました。インターネットで調べてみると価格差も大きく利用内容も様々、基本料金、利用料金等費用もまばらです。個人申込みはなかなか難しく思いました。

いつ、どこで、誰が認知症による機能低下により行方不明者になるか分かりません。明日は我が身。介護する側、見守りする側はもちろんですが、認知症の人自身が安心して暮らせる垂井町に向けて、以下質問いたします。

１つ目、これまで垂井町は認知症の方の行方不明者に対して、どのように対応されてきましたか。

２つ目、認知症の見守りや認知症の行方不明者の位置を自動追跡できるＧＰＳ発信機について、以下質問します。

１つ目、ＧＰＳ発信機について、先ほど述べました価格の点、機能の点、どれを選べばよいのか。購入がよいのかレンタルがよいのか。十分課としてはやっておられるのは分かっておるわけですが、なお求めるとすれば、もう少し分かりやすい説明があればというある方からの御要望です。

２つ目、全国の市町村の中には認知症高齢者位置情報探索（ＧＰＳ）機器貸与、貸し与える事業を有料または無料で行っている自治体が日本全国幾つかございます。我がまちも取り組むことを望みますが、いかがでしょうか。

以上、質問をいたします。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 富田議員御質問の大きな１点目、表佐に谷崎潤一郎の爛柯亭・細雪文学碑の設置をのうち、１つ目の環境保全が蛍の生育に大きな影響を及ぼしますが、空き缶、空き瓶、ごみのポイ捨てに対する対策についてお答えします。

垂井町では、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びペットのふん害を防止し、良好な生活環境を確保、清潔なまちづくりを推進することを目的に、平成11年に垂井町ポイ捨て等防止条例が制定されています。名称は異なるものの同様の条例は全国的にも制定されており、定かではありませんが、あるまちの町長がシンガポールを訪問した際に、ポイ捨てごみがない町並みに感銘し、条例を制定したことがきっかけで、それが全国に広がっていったと言われています。

相川河川敷では最近、空き缶などのポイ捨てだけではなく、桜のお花見の時期などには、バーベキューを楽しんだ後の残骸、時にはバーベキューコンロそのものや網を放置しておくなど悪質と感じる事例も見受けられます。住民の方からの通報や職員の巡回により、これらを確認し、回収している現状にあります。こうした行為は自然環境を楽しむ上での個人のモラルの欠如によるところが大きいと考えます。

垂井町ポイ捨て等防止条例第12条には環境美化推進の日が規定されており、町民の皆様の御協力の下、8月の第1日曜日に垂井町統一自然環境美化デーと称して清掃活動をしていただいております。本年10月には相川河川敷の清掃活動についても予定しております。

令和5年5月号広報には「ごみを考える」と題して、ポイ捨てされたごみが川を流れ海洋ごみになっていることなどを掲載し、イベント開催時におきましても、パネル展示、チラシ配布等により啓発等を行っております。

また、地域には団体や個人の方々も自主的にごみ拾いなどの清掃を実施しておられ、ボランティアごみ袋につきましても、令和5年度1,000枚ほどの御利用がありました。御感謝申し上げますところでございます。

ごみのポイ捨ての対策としましては、ごみ拾いを一生懸命に行っている側、捨てる側のポイ捨て意識が変わらない限りポイ捨てごみはなくならないと考えております。私の近所の川でも昨年、今年と、以前より多くの蛍が見られるようになってまいりました。心が癒やされ、改めて自然のすばらしさを実感しておるところでございます。

そんな蛍のいる自然の美しさを守るためにすべきこと、してはならないことを、身近な自然の大切さを踏まえた広報・ホームページなどにより、捨てる側の心に響くメッセージを届けることが重要であると認識しております。さらなる環境美化に関する周知、啓発等に取り組み、清潔なまちづくりに取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 富田議員から、表佐に谷崎潤一郎の爛柯亭・細雪（蛍狩り）文学碑の設置をと御質問をいただきましたので、私からお答えいたします。

議員御紹介のとおり「細雪」は谷崎潤一郎の代表作でありまして、現在中学3年生が使用しております国語の教科書の教材「日本文学の流れ」の中で、昭和時代の文学作品として細雪が位置づけられております。

また、岐阜県にゆかりのある文学作品が集められました「岐阜県文学全集」には、蛍狩りの場面が掲載されております。その全集の解説には、蛍狩りの舞台が不破郡垂井町表佐に設定されていると記載されております。

議員御紹介の蛍狩りの場面につきましては、布団の中で蛍狩りを思い返している文章でございますが、まるで今、目の前に広がっている光景を描写しているかのような巧みな表現となっております。

さて、6月1日にハリヨの里でハリヨ・ほたる祭りが開催されました。日の高いうちには大勢の子供たちがくじを楽しみ、景品を手にしてにぎやかに過ごしていました。また、日が暮れてからは地域の方々が大勢会場に来られ、蛍の舞う様子を楽しんでおられたようであります。私も今年度蛍を見に参りましたが、先ほど議員が御紹介されました細雪の記述、「僅かに残る明るさから刻々と墨一色の暗さに移る微妙なときに、兩岸の草むらから蛍がすいすいとススキと同じような低い弧を描き」という表現と同じような光景を目にすることができました。

住宅地化が進む中で、長年にわたりハリヨが住める美しい水と蛍が舞う環境を守るために取り組んでこられました表佐地区の皆様の御努力があるからこそ、細雪の舞台である時代と同じ光景を目にすることができるのだと感謝の思いになりました。また、有名な文学作品に描かれた舞台が垂井町表佐であること、谷崎潤一郎の描いた光景が目の前にあることにも感動いたしました。こうした感動をハリヨ・ほたる祭りに集まってこられました地域の皆様に味わっていただくことは、ふるさとの新たな発見につながりますとともに、ふるさとに誇りと愛着を持つ子供たちを育てるためにも大切であることを実感いたしました。

議員からは、爛柯亭・細雪文学碑ではなく、蛍狩り・細雪文学碑を設置できないかとお尋ねであります。今後地域の皆様の御要望があれば地域の皆様と十分に協議をしながら、ハリヨの里に細雪の紹介や蛍狩りの場面の表現を位置づけました案内表示板などの設置につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 富田議員の大きい2点目の御質問、認知症の人が安心して暮らせる垂井町に向けて、行方不明を防ぐ・見つけるにつきまして、総合的にお答えさせていただきます。

本町における認知症の行方不明者に対する対策につきましては、事前の対策が重要であると考えており、認知症対策を推進するため認知症高齢者等の見守り支援事業を行っております。

1つは、どこシル伝言板を活用した見守りシールの交付事業でございます。これは、あらかじめ洋服や持ち物等にQRコードラベルを貼り付けておき、行方不明になった際に発見者がQRコードを読み取ることで御家族にメールが自動送信されるものです。また、発見者は、その方の保護に必要な情報を確認することができることから、多くの自治体で導入が進んでいます。

2つ目は、GPS機器の購入等に対する助成制度でございます。これは、GPS機器の購入費用や、レンタルの場合は初期導入費用に対して1万円を上限に補助を行うものでございます。

さて、GPS機器には、靴型やキーホルダー型、ブレスレット型、携帯型などの種類があり、価格帯も様々であることから、議員御指摘のとおり、どれを選べばよいか迷われることが考えられます。まずは認知症の方がGPS発信機を持ち歩くことが必要ですが、その習慣づけが一番難しく、どのタイプのGPS機器を選択するのかは、御本人のライフスタイルや性格などの状況に合わせる事が大切だと思われます。そのためには、地域包括支援センターではGPS機器をタイプ別に整理しながら、本人により適した機器を選んでいただけるよう努めてまいりますので、お気軽に相談していただければと思っております。

このようなことから、貸与方式ですと本人のライフスタイルなどに合った機器を選択できないというデメリットがございます。その反面、機器を選ぶ手間が省け、手続も簡素であるというメリットがございますので、貸与方式を一つの選択肢と捉え、必要な方がより利用しやすい制度を検討してまいります。

また、今年度からは個人賠償責任保険事業も開始いたしました。これは、見守り支援事業に登録した認知症等の高齢者を被保険者とし、町が保険契約者となって賠償責任保険に加入、また、保険料を負担することで、日常生活における偶然な事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に支払うべきお金を補償する制度でございます。この制度により、少しでも認知症の高齢者等と、その御家族の方の不安や負担を軽減できればと考えております。

最後になりましたが、認知症対策事業は、行政だけではなく地域の皆様の御理解と御協力が必要でございます。そのため、その一つとして各地区まちづくり協議会の協力を得ながら、認知症の理解促進と啓発のための事業を実施しているところでございます。今後も継続して実施していく計画でございますので、多くの住民の方に御参加していただきたいと思っております。

町といたしましては、認知症高齢者等と、その御家族が安心して垂井町で暮らすことができるように認知症対策事業を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 教育長さん自ら御答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

本来ですと、地域が、地元が取り組むことだろうと思いますけれども、非常に場所選定とか碑といいますか、そういった簡単に言えば看板かもしれません。書く内容についても、やはり勝手なことを書けない。だから、学芸員もしくは知識の見識のある方ということでは、どうしても町に頼らざるを得んと思いましたので、また風化させたくないという意味で質問させていただきました。十分答弁いただきましてありがとうございます。

それと、先ほどのGPSの件ですけれども、私も福島県鏡石町だったか、ちょっと違っていたらすみません、直接採用しているところへ問合せしたりしているんですけど、やはり今、課長が言われた、そういったものを有料・無料は別としても取り入れています、その人が持つ

て歩くか持って歩かないか、それが一番困っていますということでした。ですから、せっかくこういった制度化しても、果たしてこの行方不明になられる方がそういったGPSをつけているかつけてないかが一番の問題ですと言われました。それは確かにそう思いました。

ただ、それはそれとして、こういった何といいますか、設置というものの、こういうものがあれば、住民の方、いつ我が身か分かりませんが、安心できるんじゃないかという意味で御質問させていただきました。ありがとうございました。質問はありません。このようなことで、私の質問を終わります。

○議長（若山隆史君）　しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時04分　休憩

午後1時15分　再開

○議長（若山隆史君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番　鈴木準二君。

〔6番　鈴木準二君登壇〕

○6番（鈴木準二君）　議長の許可をいただきましたので、質問通告書に基づきまして一般質問を始めます。

1点目は、竹中氏陣屋跡周辺の整備についてでございます。

今月2日に竹中半兵衛重治公の446回忌が禅幢寺において営まれました。このことは、御参列いただいた町長、教育長も御承知のとおりであります。法要の後に、例年どおり竹中半兵衛重治公顕彰会の主導により「偲ぶ会」が催され、竹中半兵衛に関わる芸能などが奉じられました。

この法要の際に、竹中半兵衛公の50年来のファンである東京都在住の女性が参拝に訪れておられました。50年来の夢がかなったとも言っておられました。今回の法要を知って、これに参拝することが主目的で、垂井の地に3泊されて半兵衛公ゆかりの地を散策されたというふうにも聞きました。

このように、竹中半兵衛公に引き寄せられて、岩手の地を訪ねられる観光客は近年増加の傾向にあります。そうした観光客の皆さんが口にされるのが、「櫓門北側の石垣はなぜ崩落しているのですか」「文化財である櫓門の価値が損なわれていますよ」というものです。歴史好きの方の「残念だ」という一言が身にしみます。

ここ数年来、岩手地区連合自治会の予算要望、岩手地区まちづくり協議会や竹中半兵衛公顕彰会からの要望として石垣の整備が提起されていますが、私有地であることから町としての整備は困難との回答が続き、どのような手段であれば整備できるのか、御教示をいただけないのが現状です。

ここで、今の現状についてパネルで若干御紹介をいたします。

これが現在、櫓門であります。県の文化財指定。この南側に堀が整備をされております。

これが要望に出しておる櫓門の北側です。町長も恐らくこの状況を見られたことがあると思います。令和元年頃に要望書につけた写真です。ここにいっぱい木が生えてございます。これを顕彰会を中心とした地域の皆さんが土地の所有者の許可を得て、全部きれいにしました。それが下の写真でございます。

こうしますと、ここに崩れた石垣がはっきり見えるということになります。

将来的要望として、ここに堀を復元をしたいというなら、こんな格好が両方にできたらいいなというのが地域の考え方でございます。これが五、六年前の状況、これが今の状況でございます。石垣が崩れているのがはっきりと見えます。

この土地の所有者は竹中家及びそれに関わる方2名であり、顕彰会として電話対応ではありますけれども、この土地に手を加えていただくことは構わないとの了解を取っているということでもありますけれども、私は顕彰会の皆さんに、電話での口約束では手をつけられませんよ、土地の永久借地または町への寄附、あるいは町、あるいは地域での買取りなどの手段が必要と思っています。そのため、土地所有者へ将来の考え方も含めて一緒に話しに行きませんかということを皆さんに問うておるところでございます。

垂井町として、どのような環境が整ったときに石垣の整備に取り組んでいただけるのでしょうか。このことについて、先ほど言いました将来の堀の復元についても、関係各位及び町長のお考えをお聞かせいただけると幸いです。

次に、菩提山城跡ハイキングコースの整備についてお尋ねいたします。

垂井町では、豊臣秀吉の名軍師として名高い竹中半兵衛公の居城、菩提山城跡について、昨年度より国史跡への指定を目指して調査を開始されています。これに併せてハイキングコースを整備することは必要不可欠なものではないでしょうか。

さきに申しあげましたように、竹中半兵衛公に引かれて観光客は着実に増えています。菁莪記念館の来場者による記帳によりますと、北は北海道から南は九州までの観光客が岩手を、ひいては垂井町を訪れていることが分かります。

菩提山城跡を目指したウォーキングやトレッキングによる低山ハイカーも年々増えています。今年4月から竹中半兵衛重治公顕彰会によって入山者の調査が開始されました。4月は251名で、そのうち町外の県内在住者が116名、県外在住者が84名、5月には346名、町外の方、県内在住者が123名、県外在住者が144名の入山が確認されています。入山者の半数以上が菩提入口から入山をしております。

このハイキングコースは4コースが、垂井町から認めているということじゃないですが、地図なんかには4コースが記載されておりますけれども、その4コースのうちでも菩提入口コース、大手道入口コースが主要なコースとして皆さんに認識をされておるということでございます。

菩提入口コースが整備されたのは、垂井町史によれば、昭和53年に総工費363万円余を投じて整備されたとあります。物価上昇等の考え方から整理をいたしますと、現在の価値にしますと約1,000万のお金が投与されたということになります。

それから約50年が経過しています。この間、公民館の時代からまちづくり協議会に移行した現在まで、菩提山登山路愛護会、竹中半兵衛重治公顕彰会などと共に、文化財整備事業として岩手地区の皆さんが菩提山城跡とハイキングコースの草刈り、階段の手直しなどの整備を進めてまいりました。あるいは整備に努めてまいりました。

しかしながら、さきに申し上げましたように、当初の整備から50年を経過をして、階段の崩落、土砂の流出などにより危険な箇所が散見されております。観光客が事故に見舞われる前の対策が必要と考えます。

余談になりますが、観光客ではありませんけれども、まちづくり協議会に関わる女性が数年前に山に登って、帰りに滑って足を骨折してということも現実としてございました。

こうした整備、修復には、今申し上げましたようなボランティアの力では限界と言わざるを得ません。これらの整備には行政の力がどうしても必要でございます。お金を出してくれればよい、こういう考えでもございません。この整備は、地域との協働の体现、こうした形で進めていく必要があるだろう、こういうふうに皆が認識してございます。

必要な資材の購入と運搬を行政に担っていただいて、整備を進める人力は連合自治会、まちづくり協議会、竹中半兵衛重治公顕彰会、菩提山登山路愛護会などの人員を募り、時間をかけて整備作業を進めていく心積もりであります。関係者及び町長のお考えをお聞かせいただければ幸いです。

ハイキングコースの崩落の状況等々についてもパネルを用意をいたしました。

この木の階段を造ってございますけれども、留めが外れたり、土砂がかぶって用をなしていない。それがひどいところはこのようになんかたがたになっているという形であります。これが木で造った階段の壊れ、これはもっとひどい壊れ、いつ足を滑らすかも分からないという状況であります。

裏面も同じく、この階段の状況と、これは実は今大雪で鉄塔が壊れまして、その補修であったり、整備に中電がモノレールをつけておる。資材の運び方に、ここが工事をやっている間、中電さんに協力いただけないかなというような感じでこの写真を持ってまいりました。今ここも崩れたところ。

もう一つは、これが今鉄塔のために、本来ここはハイキングコースなんですが、ここにモノレールのあれがあって、これで資材を運んでいる。実はこれも木ですから、だんだん腐っていく。当たり前ですよ、自然的には。だからこれを擬木、プラスチックまたはコンクリートというようなものでやると。今までもこれ一部やっているんですが、みんな担いでいくんです。だから、それを擬木ではとてもじゃないですが担いでいけない。擬木を使えば長いこと持つということで、こんな中電さんの協力を仰げないかな、こんな思いでございます。

簡単ではありますが、地域にとっては、あるいは垂井町の観光にとっても重要なコンテンツであろうと、こんなふうに思っておるところでございます。皆さん方の御理解と行政の御協力を改めてお願いをし、様々なお考えを聞かせていただければ幸いです。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 私からは、鈴木議員の1点目の御質問、竹中氏陣屋跡（櫓門）周辺の整備につきましてお答えいたします。

竹中氏陣屋跡周辺の整備につきましては、これまでも櫓門の北側は私有地であり、文化財に指定されていないことから、現状では町が整備を行うことは難しいとお答えしてきたところでございます。

また、竹中氏陣屋の構造につきましては、これまで教育委員会として、文化財としての価値に関わる調査ができておらず、石垣や堀をはじめ陣屋の全体像がいまだ判明していない状況です。したがって、現在のところ、文化財にふさわしい適切な整備はどうしたらよいのか不明のままとなっております。

議員御指摘のとおり、石垣の整備や堀の復元につきましては地元の皆様の強い要望であること、また石垣が年を重ねるごとに崩れている状況は私どもも十分認識しております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、文化財としての整備を行うに当たりましては、まずは竹中氏陣屋跡の全体像と、その歴史的価値を把握するための調査を行うことが必要であると考えております。いつの時代にどのように石垣が組まれていたのか、どのような形状の堀がどのような深さまで掘られていたのかを把握する必要があるとございます。こうした総合的な調査を実施した上で、どのような整備を行うことが適切であるのか検討し、初めて文化財として整備を行うことが可能となります。これらの調査結果によりまして、国の指定を受けることができれば、国からの補助を得ることができます。土地所有者の方の御意向もございますが、公有地化を進めていくことも考えられます。

したがって、これまで申し上げましたとおり、文化財としての調査を行い、竹中氏陣屋跡の復元像を確定するなど、整備できる条件が整った段階で、公有地化と整備事業について検討することが可能であると考えております。

なお、現在、教育委員会では、竹中半兵衛の居城である菩提山城跡の国史跡指定を目指し、昨年より総合調査を進めております。調査を進めていく中で、竹中家の墓所を調査したほうがよいと委員から御意見もいただいているところでございます。

まずは菩提山城跡が国史跡に指定されるよう、しっかりと進めてまいりたいと考えております。その後、順次、竹中氏陣屋跡の調査につきましても計画的に進めていけるよう考えてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 私からは、鈴木議員の2点目の御質問でございますが、菩提山城跡ハイキングコースの整備についてお答えをさせていただきます。

ハイキングコースにつきましては、山頂に竹中半兵衛重治公の居城跡がある標高402メートル

ルのコースで、四季折々の自然に触れ、戦国時代に思いをはせながら登ることができるハイキングコースでございます。

近年は、議員もおっしゃっていただきましたとおり、コロナ禍も後押ししたことから、低い山への登山を楽しむ方も増え、多くの方々に菩提山城跡ハイキングコースを御利用いただいております。

コースの整備につきましては、これまでも岩手地区まちづくり協議会、そしてまた竹中半兵衛重治公顕彰会、観光協会といった様々な団体の皆様にもそれぞれの方法で関わっていただき、多くの方々の御協力によりまして現在の姿が保たれております。この場をお借りしまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

議員からも御提示をいただきました、重治公顕彰会で設置されましたカウント箱によりまして令和6年4月と5月の調査結果を拝見いたしますと、多くが町外の方でございまして、菩提山城跡やハイキングコースを目的に多くの方々が垂井町に訪れていただいております。議員御指摘のとおり、観光にも大きく寄与をするコンテンツであると改めて認識をいたしました。

今後、菩提山城跡は国の史跡指定を目指しておりまして、令和8年には大河ドラマ「豊臣兄弟！」も予定されておりまして、ますます注目をされ、登山者が増えることも予想されるところでございます。今後とも登山路愛護会、それから岩手地区まちづくり協議会の皆さん、それから竹中半兵衛重治公顕彰会の皆様方、様々な方々の地元の皆様の協力の下に、安全かつ快適に利用いただけるように継続的に整備をしてまいりたいと、そのように考えております。何とぞ御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、所管の課長からも御回答申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、鈴木議員の2つ目の御質問、菩提山城跡ハイキングコースの整備についてのうち、これまでの取組や今後の展望についてお答えをさせていただきます。

菩提山城跡ハイキングコースにつきましては、平成26年当時、大河ドラマ「軍師官兵衛」の放送を見据え、地元岩手地区において新たに2コースを追加整備していただき、コース内に看板も設置していただいたところであります。町におきましても、地元の御努力に報いるべく、階段設置や看板の追加設置などハイキングコースの整備を行い、併せて岩手地内の案内看板の整備なども行いました。

現在、簡易な整備につきましては、地元の菩提山登山路愛護会へ委託しておりますが、経年劣化によりハイキングコースに傷みがあることも認識しております。

町といたしましては、菩提山城跡やハイキングコースの整備につきまして毎年度整備を行っておりますが、令和3年度には菩提山城跡解説看板取替え修繕として、議員御提案の協働の形で実施しております。

内容といたしましては、地元から城の縄張りにつきまして、解説つきの看板を設置してほしいという御要望をいただき、看板は町で作成し、設置は菩提山登山路愛護会で実施していただきました。そのほか、近年では大のぼりの再設置や山頂での転落防止柵の修繕、倒木の撤去などを実施しております。

また、半兵衛グリーンロードを通して近くまで車で行っていただき、ハイキングコースほど歩かず、菩提山城跡を見ていただけるよう、県の補助事業である観光景観林整備事業を活用し、新たなコースの設置も検討しております。

今後とも地元の方にも、町外の観光客の方にも愛される観光施設として、地元の方々のお声を聞きながら協働で整備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） 前向きな答弁をいただいたというふうに言いたいんですけれども、一つ、私も調べ切っていないので申し訳ないんですが、写真で見せました今の姿、南側の堀ですね。これが実はいつああいうふうになったか分からないんです。私自身、まだ調べ切っていない。

ただ話によりますと、例えば今日は中川議員もお見えになりますが、の中学生頃には、あそこにはまだ木が鬱蒼とあったということですから、中川議員が60ちょっとですから、40年前ぐらいといいますかね、そんな頃に、あれは石垣も積み替えたみたいなことを聞いておるんですね。だからそういう辺も含めて、もう一回、町のほうでも精査をしていただきたいし、今、危惧を私ども地域がしているのは、あの土地が竹中家からなくなるんじゃないか。だから、そういう部分では早めにそうした手を打っていかないといかんのかなと。言うならば、竹中家が垂井から、人が消えると、あの土地だけが残る。その土地の処理がどうなるか分からないと、こういうふうに危惧を抱いておりますので、先ほどの調査にしても、あまり悠長なことも言っておれんのではないかなというふうに思います。それは、そうした動きを早めていただきたいということで、要望でとどめておきたいと思います。

あと一つはですね。いいですね、一問一答の分じゃなしに、要望で終わっていますから。

団体の名称ですが、菩提山「とざんじ」というそうです。「とざんじあいごかい」と、こう読むんだそうでございますので、お願いをいたします。

先ほども産業課長からも町長からもお話をいただきました。地域としてはそれなりに地道にやってまいりたいというふうに考えてございますけれども、今の状況を見ると、より一層手を早急に加えていただきたいし、それなりの資材投入、一定の資本投入をしていただかないと進まない。先ほども言いましたような搬送設備も利用してやったらよりいいはずだということもございますので、改めて真剣に御検討をお願いをして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

〔2番 中川泰一君登壇〕

○2番（中川泰一君） 2番 中川泰一。ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問の内容としては、垂井町消防団消防車の搭載している無線についてです。

私が消防団を退団してはや18年になりますが、その当時、岩手分団の消防車についている無線機は、車庫から南に移動したところでしか無線が入りづらく、災害地の近くまで到着すれば普通に使えるのですが、とても情報の伝達が困難な品物でした。

最近、4月に表佐地域で火災がありました。昼間の火事でしたので、消防団車庫に行ってみると、団員が2名待機していて、4人から5人いないと出動できないと言われました。消防署に待機していることを報告したかと尋ねると、消防車を南のほうへ移動しないと無線が入らないから、移動できないから駄目だと言われました。待機情報は携帯電話やLINEで伝えたかと思いますが、せっかく火事現場に出動している団員が現場に行けないというのもとても気がかりではありますが、人数が少ない場合は仕方ないことだと思います。この無線は岩手分団だけ傍受しにくいのではなく、他の分団も傍受しにくいと聞いています。

消防無線通信システムは、平成28年5月31日にアナログ通信方式150メガヘルツが廃止になり、デジタル通信システムに移行するようになっていますが、垂井町の消防車もなっていると思いますが、どうでしょうか。

また、今年になって能登半島地震や近年多発している局地的な豪雨、台風等による被害が各地で頻発しており、消防団は住民の生命、身体及び財産を災害から守るという責務があり、地域防災力の充実した装備品の強化が必要とされています。社会環境の変化や多様化するニーズに対応するため、そして災害対応の中、必要な情報を迅速に的確に伝達するために、情報伝達網の構築が必要だと考えられます。

今、垂井町ではDXやデジタル化を推進していますが、無線機が傍受しやすいように中継に基地局を配置して通信エリアの拡大が期待できるデジタル通信システムの導入を検討してはどうかとお尋ねします。

以上で質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 中川議員の御質問の町消防団消防車に搭載している無線機についてのうち、初めに、デジタル通信システムへ移行するようになっているが、垂井町の消防車もなっているかについてお答えさせていただきます。

本町では、火災や災害現場において、不破消防組合と消防団相互の連絡を密にし、消火活動や災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災行政無線設備を整備しており、各分団車両には車載型無線機を搭載しております。

災害時における円滑な情報通信は、迅速で的確な災害対応対策を実施する上で必要不可欠であり、電話やインターネット等の一般的な通信手段が途絶した際には、本設備が唯一の通信手

段となります。また、平常時においては一般行政事務に使用できることから、行政にとりましては大変重要な通信手段となっています。

防災行政無線のデジタル化は、近年の大規模災害の発生を教訓に、多様化、高度化する通信ニーズに対応したさらなる改善を目的に、総務省において市町村デジタル防災行政無線システム導入ガイドが作成され、市町村のデジタル化の普及促進が図られているところです。本町におきましては、令和6年3月に策定した垂井町DX推進計画の中で、防災行政無線のデジタル化に取り組むことを掲げています。

防災行政無線には、屋外拡声器や戸別受信機を介して、町から住民等に対して直接、同時に防災情報や行政情報を伝える同報系防災行政無線と、役場等に基地局を置き、この基地局と搭載型や携帯型の移動局との間、または移動局相互間で通信を行う移動系防災行政無線があります。同報系防災行政無線につきましては、既にデジタル方式への更新が完了しており、令和3年4月1日から運用を開始しています。議員御指摘の周波数150メガヘルツ帯を使用した無線は、不破消防組合で管理する無線でございますが、平成27年にデジタル無線への移行が完了しております。

次に、無線機が傍受しやすいように中継の基地局を配置して、通信エリアの拡大が期待できるデジタル通信システムへの導入を検討してはどうですかについてお答えさせていただきます。

現在、本町の消防団の車両に搭載されている400メガヘルツ帯の旧スプリアス規格で使用するアナログ方式の無線設備につきましては、総務省が規定する新スプリアス規格（必要周波数の外側で発射される不要な電波の許容値）に適合した無線設備への移行が求められているところでございます。その移行期限は、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等による無線設備の製造や移行作業に遅れが生じていることを考慮し、現在の移行期限は当分の間に延長されているところでございます。

しかし、本町の移動系防災行政無線設備は、製造から35年以上が経過した車載型無線機などを使用しており、機器の老朽化が著しいため、文字表示やデータ伝送など通信機能の向上、通信エリアの拡大、音質の改善などの特徴を生かした260メガヘルツ帯で使用するデジタル方式へ更新するため、本年5月に調査設計業務を開始したところでございます。

今回の調査設計業務の中では、議員御指摘の現在の無線設備に見られる通信状況の不具合は、改めて電波伝搬調査等を行い、中継基地局の検討やキャリア網を活用したIP無線などの併用など、事業費の比較検討も行いながら、デジタル方式の更新に併せて改善ができるよう検討を進めてまいります。本町の防災行政無線のデジタル化に当たりましては、総務省が推進するデジタル化を考慮しながら、より高度で安心できるシステムを検討し、導入していくことで、地域の防災通信体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

議員御指摘の車庫の中で無線が入りづらい状況への対応につきましては、消防団の皆様には車両を移動するなどしての対応をお願いしているところでございます。また、近年、消防団員の被雇用者の割合が増加していることにより、特に昼間の出勤に際して団員が集まりづらい状

況にあると認識いたしております。四、五名での出動につきましては、緊急走行をしていただくために多くの目での安全確認が必要になること、現場での活動時には消防団としてのマンパワーがより重要になることから、複数人での出動をお願いしているところでございます。

ただ、参集していただいている団員が少ないために出動できないという状況は不都合なことでございます。団員は現場に急行していただくことが最優先になりますので、分団内で連絡調整しても、どうしても出動人数がそろわない場合は、資機材搬送車を活用した出動も検討し、現場では他の分団と連携を図って活動していただくことも検討する必要があるのではないかと考えております。

議員御指摘のような消防団の様々な課題を整理し、日頃の訓練に課題に応じた訓練を導入するなど、消防団活動の在り方の検討を進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

○2番（中川泰一君） 御答弁ありがとうございました。

今、35年使っているということで、なかなか無線機が新しくならないという現状を分かりましたが、やはり地域によって入りにくい。そういう中で、消防団員を、災害のあるときにやっぱり来ていただかなあかと私は思っておるもので、ぜひ整備のほうをよろしくお願いします。

もし新しくデジタル無線が入りましたら、無線機の取扱いや団員同士でそれを周知できるように統一的な運用を図ってってもらいたいと考えております。それが住民に対しての安心・安全に努められるかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

一つだけ質問させていただきます。

今、消防団員が招集をかけるときに、分団長以上、班長以上、部長以上とか、そういうところで情報が多分、役場の企画調整課か、もしかして消防署のほうから連絡が行っておると思うんですけど、そういう点はどういうふうになっておるんですか、災害時に。よろしくお願いします。

○議長（若山隆史君） 消防主任 三輪学君。

○消防主任（三輪 学君） では、ただいまの御質問にお答えします。

参集につきましては、まず常備消防のほうからお答えさせていただきたいと思うんですが、常備消防につきましては、火災、救急、救助問わず参集をしております。その際は、消防本部にございます119番を受け付ける指令台の中に組み込まれてございます参集メールシステムから職員各位にメールを送信して参集をしております。

さらに、非常備消防につきましては、その職員が使っている参集メールシステムの中に、各消防団の部長以上の方をメール登録させていただいております。そこから主に火災の建物、炎上火災が発生した折には、町の同報系の防災行政無線と併せて、そのメールを流させていただいているというような状況でございます。以上となります。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

○2番（中川泰一君）　ありがとうございます。

それが部長以上に配信されるというんですけど、それがLINEなのか、携帯電話で直接行くのか、どういう方式でなっているかということと、あと、部長以上から今度は団員まで行く過程というのは、多分各分団まちまちだと思うんですけど、そういうことを統一していかないと、やっぱり駄目なのかなとは思っております。

それがLINEなのか、電話で口頭なのか教えてください。

○議長（若山隆史君）　消防主任　三輪学君。

○消防主任（三輪　学君）　LINEなのかメールなのかの御質問についてお答えさせていただきます。

現状、今はメール、各部長さん以上のメールを教えていただきまして、そのメールをシステムの中に登録させていただいて、メールで配信をさせていただいております。

さらに、それ以外の団員、班長以下の方に関しましては、各分団、今現状統一はされておられません、様々な工夫をしていらっしゃるって、一例としまして、分団によってはLINEでグループを組んで、その中で一斉に配信をしているというようなことで、現在対応していただいている状況でございます。以上です。

○議長（若山隆史君）　2番　中川泰一君。

○2番（中川泰一君）　ありがとうございます。今答弁いただいてよく分かりました。

ぜひともやっぱり各分団統一したほうが多分いいと思うもので、またそういうところも検討してってもらいたいと思います。

無線機については、やっぱり住民の生命、財産を守るのが大事ですので、ぜひそのことも忘れずによろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（若山隆史君）　5番　小宅宏君。

〔5番　小宅宏君登壇〕

○5番（小宅　宏君）　5番　小宅宏です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を開始します。

一般質問1．能登半島地震から考える～地震大国、日本に原発はいらないです。

東日本大震災、福島第一原発事故から13年。岸田政権が原発回帰への大転換を進める中で能登半島地震が起こり、石川県の北陸電力志賀原発、新潟県の東京電力柏崎刈羽原発が被災しました。能登半島北部の海底活断層が1月1日午後4時10分、マグニチュード7.6の地震を引き起こしました。

1970年代には能登半島に2つの原発建設の計画がありました。1つは珠洲原発ですが、地元の強い反対運動で2003年にこの計画は凍結されました。今回の地震後、反対運動をしていた人の元には、計画を止めてくれてありがとうございますという連絡がたくさんあったそうです。もし2000年代初めに珠洲原発が造られていたらどうなっていたでしょう。東京電力柏崎刈羽原発は2007年

に直下でマグニチュード6.8の地震が発生し、変圧器火災や建屋の基礎ぐいが壊れるなどの被害がありました。今回、マグニチュード7.6は規模でいうと約8倍ですから、放射性物質を外に漏らすような大事故になった可能性もあります。

地震に伴って、海岸は最大4メートルも隆起しました。能登半島が地震のたびに大きく隆起することは、最近になって分かってきたことです。2000年代初めの設計なら想定が不十分で、原発敷地が隆起したときに冷却に不可欠な取水ができなくなった可能性もあります。

緊急対応も困難です。2011年の東電福島第一原発事故では、ほかの電力会社の電源車や自衛隊、消防、高所に送水する大型ポンプ車などが駆けつけることができました。ところが、今回の地震では道路ははずたずたです。珠洲原発は孤立無援となり、事故の拡大を防ぐこともできなかったでしょう。

1993年に能登半島の西岸で運転を始めた北陸電力志賀原発（2011年から停止中）の問題も明らかになりました。1つは、前に述べた道路です。のと里山海道など主要な避難路は土砂崩れなどで通行止めとなり、孤立する集落も続出しました。

屋内退避でも課題が浮かび上がりました。福島第一原発事故後、原発の周辺では高齢者が一時避難する放射線防護施設が造られています。寝たきりの人などを移動させることは困難という教訓からです。ところが、今回の地震で、志賀原発周辺に21ある施設のうち6つではうまく防護機能が働きませんでした。

一般家屋の被害も、全壊9,000棟を含む7万6,000棟にも上りました。屋内に退避しようにも建物が壊れ、逃げようにも道路は通れない。避難計画は絵に描いた餅で、事故が発生したら被曝を避けようがなかったことが明確になりました。

地震想定 of 甘さも露呈しました。北陸電力は最大96キロの活断層が動く想定していましたが、今回の地震では約150キロも動いたからです。ほかの原発でも想定の見直しが必要です。

岸田政権は原発回帰にかじを切っています。しかし、世界地図を見ると、ほとんどの原発は地震と無縁のところにあります。地震と多くの原発が重なっているのは日本だけです。原発はなくすしかありません。

今回、志賀原発では外部電源の一部喪失など様々なトラブルが起きていますが、特に変圧器からの2万リットルを超える油漏れを起こしたことが問題です。2007年の新潟中越沖地震でも同様の事故が起きて、その際は柏崎刈羽原発3号機で火災が発生し、当時世界で初めて原発敷地内で火災が起きたこともあり、大問題となりました。その後の東電の事故調査の報告書で、火災の原因として、油漏れを起こして空気に触れ、地震の揺れによって放電が発生し、発火したことが分かっています。当時は微量な油漏れによって発生した火災なのですが、今回、志賀原発でもこうした火災が発生していた可能性があり、2万リットルの油漏れが起きていることから考えると、大規模火災が起きていた可能性もあります。

地震大国日本に安全な場所はない。

日本は世界でも有数の地震大国です。世界で起きる地震の約10%が日本やその付近で発生し

ているほか、日本の地下は4つのプレートが沈み込んでおり、全国でおよそ2,000か所にも及ぶ活断層があります。今回能登で起きたことは、今後も全国どこでも起こる可能性があると言えます。

財界、アメリカの言いなりで進められた。原発は、もともとアメリカによる原子力の平和利用の大義名分の下、日本に持ち込まれました。1955年に最初の日米原子力協定が結ばれ、原子力基本法がつくられ、その後、原発は日本で本格的に運用されるようになりました。

原発が稼働できるようになるまでに数十年という時間がかかるため、そこには利権が集中し、原子力利益共同体や原子力村とも呼ばれ、電力会社や大手ゼネコンといった大企業、財界の中核が利益を上げられるようになりました。

政府は2011年に起こった東日本大震災による東電福島第一原発事故の経験から何も学んでいません。世界有数の地震、津波大国である火山国の日本で、原発と共存することはできません。実際に今回の被害も想定を超えており、対策を強化したとしても想定外が常に起こり得るものであると言えます。政治の責任できっぱりと脱原発にかじを切るべきです。

政治の責任で再生可能エネルギーへ転換を。

原発事故で一たび放射性物質が大量に放出されると、人類はその被害を防止する手段を持っていません。使用済み核燃料、核のごみを安全に処理する技術もなく、ウラン鉱石のレベルに放射能が下がるまで数万年、無害になるまで膨大な時間がかかります。再稼働すれば、処理方法のない核のごみは増え続けます。

環境省の試算で、今の日本の消費電力量の7倍を賄えるだけのポテンシャルが再生可能エネルギーにはあるということが明らかになっています。すぐに実用可能な発電方法でも、今の国民が消費している電力の2倍を賄えるだけのポテンシャルを持っています。これらの潜在的な可能性を生かし、原発から再生可能エネルギーへの転換を行うのは十分に可能です。国民の命と暮らしを守るためにも、次の大地震が起こる前に、政治の責任で一刻も早い脱原発、再生可能エネルギーへの転換が急務です。そのためにも、今の政治を変えることが強く求められています。

以下、垂井町にお尋ねをいたします。

①原発と再生可能エネルギーに対してどのようなお考えをお持ちですか。

本町役場に近い県、福井県敦賀原発（2基、63キロメートル、本町役場と原発との最短距離）、福井県美浜原発（3基、64キロメートル）、もんじゅ、ふげん、福井県大飯原発（4基、82キロメートル）、福井県高浜原発（4基、95キロメートル）、石川県志賀原発（2基、180キロメートル）がありますが、大地震などで福井県の原発で事故が発生し、放射性物質が風に乗って岐阜に何分で到着するのかという実験が2012年3月3日、福井県の美浜原発に近い水晶浜から、風向き調査プロジェクトを実施し、1,000個の風船を飛ばしました。飛ばした風船の10%の約100個の風船が岐阜県を中心にして到着し、最短で23分で垂井の日守に到着しました。この実験により、「ふるさと岐阜が23分でなくなる。原発こけたら岐阜こける」というタイト

ルのビラが配布されました。

そこでお尋ねします。

②原子力災害が発生した場合の避難経路と避難場所と何分で避難場所に到着するのか。

③本町における安定ヨウ素剤の備蓄量と備蓄場所、配布・服用計画。

④本町及び本町周辺にある放射線量を測定するモニタリングポストの設置場所と設置数、稼働状況を教えてください。

一般質問 2. 本町は、地震災害の極めて危険な位置に存在しており、その対策が必要。

垂井町地域防災計画（2022年・令和4年3月31日改訂）によると、地震対策計画第1章第5節、2. 活断層の概要からの抜粋、本町南部には、A級断層である「関ヶ原断層」が関ヶ原町方向から伸びており、また、その東側には、B級活断層である「宮代断層」が存在する。

また、本町周辺には、A級断層である「養老―桑名―四日市断層帯」が確認されている。この断層は、本町から三重県桑名市を経て四日市市まで、ほぼ養老山地と濃尾平野の境界及び養老山地の南に続く丘陵地の東縁に沿って延びる長さ60キロメートルの断層帯で、宮代断層、養老・桑名断層及び四日市断層と、これらに付随する断層から構成され、断層の西側が東側に乗り上げる逆断層である。

この断層帯では、断層帯全体が一つの区間として活動し、将来マグニチュード8程度の地震が発生すると推定され、今後30年の間に地震が発生する可能性が、全国の主な活断層の中ではやや高いグループに属している。

2011年・2012年南海トラフの巨大地震等被害想定調査、岐阜県より、最も被害の大きな養老―桑名―四日市断層帯地震を例にとると、午後6時に地震が発生した場合の死者数274人、重傷者1,616人、避難者数1万1,302人、建物全壊4,808棟、建物半壊4,082棟、焼失棟数87棟という結果が出されています。人的被害に比べ焼失棟数が少なく、全壊建物が多い。この結果から見て、死者や重傷者は火災によるものではなく、建物の崩壊によるものであることが分かります。

そこでお尋ねします。

本町における耐震化の到達点と耐震化促進策、本町における道路緊急輸送体制の強化について具体的に教えてください。以上です。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の大きな1つ目、能登半島地震から考える～地震大国、日本に原発はいらないのうち、まず1つ目の原発と再生可能エネルギーに対し、どのようなお考えを持っているかについてお答えします。

日本は、石油や石炭といったエネルギーの基となる資源を自国で賄うのが困難で、エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っており、エネルギー自給率が低いと言われています。

化石燃料による発電においては安定した電力供給が可能ですが、化石燃料の価格変動の影響

を受けやすく、物価高騰の一因ともなっております。温室効果ガスである二酸化炭素を排出するため、地球温暖化に影響を与えているものでもあります。

温室効果ガス排出削減に向け、再生可能エネルギーに関し利点も多くありますが、新たな施設、設備の新規導入や改修など費用面での課題も存在し、再生可能エネルギーの主流である太陽光発電においても資源が無限という利点がありますが、季節や夜間等による日照時間の不安定さや大規模設備の敷地確保のための森林伐採、太陽光パネルの反射光による住環境への影響も問題とされておるところです。

政府は、脱炭素化を進めるため、GX、グリーントランスフォーメーションに関する基本方針を取りまとめ、原子力についてもこれまでの政策を転換し、安全性の確保を大前提に活用することとしています。

また、特定の発電方法にのみ依存してしまうと、災害など何らかの理由でその方法が使えなくなった場合に電気の供給ができなくなるおそれがあり、リスク低減策として様々な方法で電気を確保することが求められています。

長期的に安全で安心、安定的な電力が供給されるのであれば、再生可能エネルギーは一つのよい方向ではないかとも考えますが、経済成長も考慮し、安全・安定的エネルギー供給については、国の責任において検討すべき重要なことと認識しております。このことに関しましては、私たちも意見を述べていくことは大切であるといった認識は持っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、3点目の本町における安定ヨウ素剤の備蓄量と備蓄場所、配布・服用計画についてお答えします。

原子力規制庁による「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」によると、安定ヨウ素剤の効能または効果については、原子力災害により放射性物質が周辺環境に放出された場合、放射性物質のうち放射性ヨウ素が吸入、経口摂取等により体内に取り込まれると、放射性ヨウ素は甲状腺に選択的に集積するため、内部被曝の影響により数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクが上昇し、またその影響は年齢が低いほど大きいとされています。

放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれる前に安定ヨウ素剤を服用すると、血中のヨウ素濃度が高くなり、甲状腺へのヨウ素の取り込みが抑制され、血中のヨウ素濃度の大半を安定ヨウ素で占めることにより、甲状腺への放射性ヨウ素の到達量を低減させることができます。また、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝は、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより、予防または低減をすることができます。

ただし、効能効果は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝の予防または低減をすることのみであり、放射性物質に対する万能の治療薬ではなく、甲状腺以外の内部被曝に及ぶ希ガス等による外部被曝には全く効果がなく、避難、一時移転、屋内退避、飲食物の摂取制限等の他の防護措置と組み合わせて活用することが重要とされています。

御質問の垂井町における安定ヨウ素剤の備蓄についてですが、垂井町における備蓄はごさい

ません。県において備蓄がなされており、資料によりますと、県内4か所でおおよそ57万人分の備蓄があり、そのうち西濃圏域にはおおよそ30万人分となっています。

また、緊急時の配布などにおきましても、市町村は県の指示に基づき、会場等の開設、受付等の活動を行い、県は、安定ヨウ素剤の運搬や医師等医療従事者を派遣し、住民へ安定ヨウ素剤の服用に関する説明、指導、調合・配布等を行うこととされています。

続きまして、4つ目の本町及び本町周辺にある放射線量を測定するモニタリングポストの設置場所と設置数、稼働状況についてお答えします。

放射線量を測定するモニタリングポストにつきましては、現在町内にはございません。県や県が原子力規制委員会から委託を受けて管理するモニタリングポストは岐阜県内12か所あります。県や原子力規制委員会ホームページで公表されており、本町周辺では関ヶ原町役場、大垣市の西濃総合庁舎、揖斐川町の揖斐総合庁舎に設置されており、測定値も随時公表されています。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、小宅議員の大きい御質問の1点目、能登半島地震から考える～地震大国、日本に原発はいらないのうち、2点目の原子力災害が発生した場合の避難経路と避難場所に何分で到達するのかについてお答えさせていただきます。

現在までに、町内にあるそれぞれの避難経路、避難場所等において、放射性物質が何分で到達するのかのシミュレーションは行っておりません。

原子力災害発生時に避難をする判断基準につきましては、岐阜県が策定する原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針において示されています。本町といたしましては、この避難判断基準に基づき、国または県により屋内退避を行うべきとの指示が示された場合は、対象となる地域の人数、世帯数、年齢構成、要配慮者数等を踏まえ、県と共に総合的に対応を検討し、県や関係機関等と連携し、支援を得ながら避難を実施してまいります。

この垂井町役場は、最も近い原子力発電所から最短距離で約36キロメートルの位置にあることから、国の原子力災害対策指針が示す原子力発電所からおおむね30キロメートルの区域で緊急防護措置を準備する区域外に位置しております。

一方で、岐阜県が平成29年に公表した放射性物質拡散シミュレーション結果においては、最寄りの原子力事業所である敦賀発電所の位置で、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出があった場合は、風向き、風速、降雨等の気象条件が重なれば、垂井町は甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト以上、内部被曝となる可能性がある地域、実効線量が年間20ミリシーベルト以上、外部被曝となる可能性がある地域として、県の原子力災害対策強化地域に位置づけられています。

この状況を踏まえ、本町周辺の原子力事業所において、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故と同様の放射性物質の放出があった場合の影響を想定し、町として必要な対策を講

じるため、垂井町地域防災計画、原子力災害対策計画を策定し、総合的かつ計画的な原子力防災に努めておるところでございます。御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは、小宅議員の2点目の御質問の、本町は、地震災害の極めて危険な位置に存在しており、その対策が必要の御質問のうち、1つ目の本町における耐震化の到達点と耐震化促進策についてお答えをさせていただきます。

元日に発生した能登半島地震。今回の大地震は、私たちに改めて大きな課題を投げかけました。古い住宅の多くが倒壊したことで、道路の閉塞や大火災が発生するなど、被害の拡大が数多く見受けられました。現地に派遣した職員からは、古い住宅の多くが倒壊し、道路を塞いでいた。住宅の耐震化は待ったなしだとの報告があり、建築物の耐震化は極めて重要であると改めて認識をしたところでございます。

さて、議員御質問の本町における耐震化の到達点でございますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定をいたしました垂井町耐震改修促進計画におきましては、住宅の耐震化率を令和7年度までに95%に達することを目標といたしております。しかしながら、本町の耐震化率は、岐阜県の耐震化率83%より16ポイント低い67%となっており、住宅の耐震化が思うように進んでいない現状となっております。その要因といたしましては、古い住宅ほど工事費が高額となり、経済的な負担が大きいことや、高齢者のみの世帯が増加し、住宅を相続する人がいないことが上げられます。

しかしながら、能登半島地震の発生以降、木造住宅の耐震診断や耐震補強工事に関する相談が非常に多くなってきております。防災への関心が高まっている今だからこそ、住宅の耐震化をより強力に推し進めていかなければならないと強く感じております。

次に、本町における耐震化促進策でございますが、本町におきましては、昭和56年以前の耐震基準、いわゆる旧耐震基準で建てられた耐震性の低い木造住宅について、無料の耐震診断や101万9,000円を上限とする耐震補強工事に係る補助を現在行っております。

これまでの実績といたしましては、木造住宅の耐震診断は134件、耐震補強工事に係る補助は11件となっております。これらの制度を積極的に活用いただくため、これまで「広報たるい」や町ホームページ、そして職員による出前講座などにより、積極的に制度の周知や、こちらの地震ハザードマップを活用しながら啓発活動に取り組んでまいりましたが、今後はさらに戸別訪問やポスティングを行うなど、住宅所有者に対して耐震化の必要性や重要性について普及啓発活動を行ってまいります。

また、これまでに木造住宅の耐震診断を行った方で、耐震補強工事を現在までのところ実施をされていない方に対してアンケート調査を行い、その結果を基に、より効果的な支援策を検討をしてまいりたいと考えております。

今後も、本町における地震被害をできる限り縮減・軽減するよう、安全・安心のまちづくり

に努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 建設課長 藤江和明君。

〔建設課長 藤江和明君登壇〕

○建設課長（藤江和明君） 小宅議員の大きい御質問の２点目、本町は、地震災害の極めて危険な位置に存在しており、その対策が必要の２点目、道路緊急輸送体制の強化について、道路管理者の観点から建設課よりお答えいたします。

緊急輸送を確保するために必要な道路、緊急輸送道路は、地震などの災害直後から発生する救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路です。

岐阜県では、平成７年の阪神・淡路大震災を受け、平成８年に緊急輸送道路を指定し、それ以降、道路網や防災拠点の変更に伴い随時時点修正が行われています。

また、緊急輸送道路は、担う役割から第１次、第２次、第３次に区分して指定されています。本町においては、第１次緊急輸送道路（県庁所在地、地方中心都市などを連絡し、広域の緊急輸送を担う道路）として国道21号が指定されています。また、第２次緊急輸送道路（第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路）として、主要地方道岐阜関ヶ原線、一般県道赤坂垂井線、養老垂井線が指定されています。さらに、それら緊急輸送道路と垂井町役場、垂井警察署、東消防署、朝倉ヘリポートを連結する６つの町道が第２次緊急輸送道路として指定されております。

なお、本町においての指定はございませんが、第３次緊急輸送道路は、第１次、第２次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路でございます。近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震や内陸型地震などの超広域災害に備えるため、救急搬送や物資輸送などに必要な緊急輸送道路ネットワークについて、整備や維持管理を集中的に実施していく必要があると考えております。

国道21号については、加盟している期成同盟会の要望活動をはじめ、国土交通省に対し４車線化整備の事業化要望を毎年継続して実施しております。また、現在、岐阜県において推進されている主要地方道岐阜関ヶ原線の４車線化事業の早期完成及び一般県道赤坂垂井線、養老垂井線の４車線化整備についても、毎年要望活動を実施しております。

さらに、災害に強い道路整備に加え、災害時には円滑な救援・救護活動を確保するために道路啓開が必要となります。道路啓開とは、緊急車両などの通行のため、早急に最低限の瓦礫や放置車両等の処理を行うとともに、簡易的な段差修正等により救援ルートを空けることをいいます。当町においては、垂建会及び垂井建設協会などと災害協定を結んでおり、円滑な作業に取り組んでいきたいと考えております。

今後も関係機関と連携を図り、日頃からの道路維持に加え、災害に強い道路事業の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 申し上げます。

ただいまの執行部の答弁中に制限時間40分に到達しておりますので、これで5番 小宅宏君の一般質問を終了したいと思います。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時43分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 山 田 成 利

会議録署名議員 乾 豊